

目次

第1章	申請等の手続	1
第1節	申請等の手続	1
1	郡山市開発許可申請等の手続要綱	1
2	郡山市開発許可申請等に係る事務処理要領	59
第2節	開発登録簿の閲覧	91
1	郡山市開発登録簿閲覧規則（平成9年1月31日郡山市規則第3号）	91
第2章	大規模開発	92
1	郡山市1ヘクタール以上の開発行為に関する事務処理要綱（平成9年3月31日制定）	92
第3章	開発審査会	101
1	郡山市開発審査会条例（平成11年12月21日郡山市条例第49号）	101
2	郡山市開発審査会運営要領（平成12年5月22日制定）	102
第4章	完了検査	104
1	郡山市開発許可に関する工事検査事務処理要領（平成9年3月26日制定）	104
第5章	監督	109
1	郡山市違反開発行為等事務処理要領（平成12年8月21日制定）	109

第1章 申請等の手続

第1節 申請等の手続

1 郡山市開発許可申請等の手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）に基づく、開発許可申請等の手続事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発許可申請)

第2条 法第29条第1項又は第2項の規定による開発許可を受けようとする者は、開発許可申請書（第1号様式（その1）又は（その2））に必要な書類（第3号様式から第12号様式まで）、別表に掲げる図書及びその他市長が必要とする書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

(開発行為の協議)

第3条 法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議を行なおうとする者は、開発行為協議書（第2号様式）に必要な書類（第3号様式から第5号様式及び第10号様式）、別表に掲げる図書及びその他市長が必要とする書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

(工事着手届)

第4条 開発許可を受けた者又は開発行為の協議を行った者が、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、現場管理者を定め、主要な工事の工程表を添付して、工事着手届出書（第13号様式）を市長に1部提出しなければならない。

(開発標識の掲示)

第5条 開発許可を受けた者又は開発行為の協議を行った者は、当該開発区域内の見やすい場所に開発標識（第14号様式）を工事開始時から終了までの間掲示しておかななければならない。この場合において、開発区域の面積が1ヘクタール以上のときは、当該開発許可に付された許可の条件の内容を記載した標識を併せて掲示しなければならない。

(工事施行状況の報告)

第6条 開発許可を受けた者又は開発行為の協議を行った者は、工事の施行状況について、常に写真、資料等を整備しておき、市長から指示があった場合又は必要があると認められる場合は、報告を行わなければならない。

(変更許可申請)

第7条 法第35条の2第1項の規定により開発行為の変更許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（第15号様式）に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

- (1) 変更前後対照表（第17号様式）
- (2) 前回までの許可書の写し

- (3) 工事の施行状況を記載した図書又は写真
- (4) 変更に係る新旧対照図
- (5) その他市長が必要とする図書

(変更の協議)

第8条 法第35条の2第4項の規定により開発行為の変更協議を行なおうとする者は、開発行為変更協議書(第16号様式)に前条第1号から第5号の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

(変更届)

第9条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更にあつては、開発行為変更届出書(第18号様式)に第7条第2号から第5号の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

(工事完了公告前の建築等承認申請)

第10条 法第37条第1号の規定により、工事完了公告前に建築等をしようとする者は、工事完了公告前の建築等承認申請書(第19号様式)に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

- (1) 開発許可書の写し
- (2) 建築物概要書(第20号様式)
- (3) 申請しようとする建築物等の敷地の公図の写し及び土地の登記事項証明書
- (4) 現況図又は現況写真
- (5) 建物配置図並びに建築物平面図及び立面図
- (6) 開発行為の検査済証の交付及び工事完了公告があるまで建築物を営業その他の目的で一切使用しない旨の確約書
- (7) その他市長が必要とする書類

(一般承継の届出)

第11条 法第44条の規定により、開発許可及び法第43条第1項の許可の地位を承継した者は、遅滞なく地位の承継届出書(第21号様式)に開発許可書の写し及び地位を承継したことを証する書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

(特定承継の承認申請)

第12条 法第45条の規定により、開発許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者は、地位の承継承認申請書(第22号様式)に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

- (1) 開発許可書の写し
- (2) 土地の所有権、工事施行に関する権限等を取得したことを証する書類
- (3) 承継人が法人の場合には、法人の登記事項証明書及び定款等
- (4) 承継人の資力信用調書(第7号様式)(自己用住宅及び1ヘクタール未満の自己業務用を除く。)
- (5) 承継人の事業経歴書
- (6) 承継人の納税証明書

(工事廃止届)

第13条 法第38条の規定により開発許可に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、開発行為に関する工事の廃止届出書(第23号様式)に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

- (1) 開発許可書の写し
- (2) 工事を廃止する理由書
- (3) 廃止時における当該土地の状況を表した図書
- (4) 廃止に伴う措置方針を表した図書
- (5) その他市長が必要とする書類

(工事完了届)

第14条 法第36条第1項の規定により開発許可に関する工事又は公共施設に関する工事を完了したときは、当該開発許可に公共施設に関する工事が含まれていない場合には工事完了届出書(第24号様式)を、当該開発許可に公共施設に関する工事が含まれている場合には工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書(第25号様式)を、それぞれに必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合の届出書等の提出部数は、工事完了届出書あつては1部、公共施設工事完了届出書にあつては2部とする。

- (1) 工事完了届出書に添付する書類
 - ア 位置図
 - イ 工事完了図(土地利用計画図に準じて出来高を表示すること。)
 - ウ 地積測量図
 - エ 新旧公共施設求積図
 - オ 区画割求積図
 - カ 新旧土地所在図
 - キ 工事施行中及び工事施行前後の写真
- (2) 公共施設工事完了届出書に添付する書類
 - ア 位置図
 - イ 公共施設工事完了図(土地利用計画図に準じて出来高を表示すること。)
 - ウ 地積測量図
 - エ 新旧公共施設求積図
 - オ 区画割求積図
 - カ 新旧公共施設土地所在図
 - キ 工事施行中及び工事施行前後の写真

(公共施設の費用負担協議)

第15条 法第40条第3項の規定により、市街化区域内の主要公共施設の帰属に係る費用負担を地方公共団体に求めようとする者は、工事完了公告の日から3ヶ月以内に、費用負担の協議申請書(第26号様式)を当該公共施設が帰属することとなる関係団体に提出しなければならない。

(建築物の特例許可申請)

第16条 法第41条第2項の規定により、建築物の形態等の制限の解除を求めようとする者は、建築物の特例許可申請書(第27号様式)に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければ

ばならない。

- (1) 開発許可書の写し
- (2) 建築物概要書（第20号様式）
- (3) 建築しなければならない理由書
- (4) 位置図
- (5) 区域図
- (6) 現況図及び現況写真
- (7) 土地利用計画図
- (8) 建築物平面図及び立面図

（予定建築物以外の建築等許可申請）

第17条 法第42条第1項の規定により、予定建築物以外の建築等の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第28号様式）に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

- (1) 開発許可書の写し
- (2) 建築等しなければならない理由書
- (3) 土地及び建築物の所有者等の同意書及び印鑑証明書
- (4) 位置図
- (5) 区域図
- (6) 現況図又は現況写真
- (7) 土地利用計画図
- (8) 建築物平面図及び立面図

（国の協議）

第18条 法第42条第2項の規定により、国が協議を行うときは、予定建築物等以外の建築等協議書（第29号様式）に前条第2号から第7号の書類を添付して、市長に正副各1部を提出するものとする。

（市街化調整区域における建築等許可申請）

第19条 法第43条第1項の規定により、建築物等の建築等をしようとする者は、市街化調整区域における建築等申請書（第30号様式）に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

- (1) 申請人が法人の場合には、法人の登記事項証明書及び定款
- (2) 土地及び建築物の所有者等の同意書及び印鑑証明書
- (3) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 政令第36条第1項第3号（法第34条各号）に該当することを表す書類
- (5) 位置図、区域図、土地利用計画図等の必要な図書
- (6) 建築物平面図及び立面図

（市街化調整区域における建築等の協議）

第20条 法第43条第3項の規定により、建築物等の建築等をしようとする者は、市街化調整区域における建築等協議書（第31号様式）に前条第2号から第6号の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

(建築標識の掲示)

第21条 法第37条及び第41条から第43条の許可等を受けた者は、建築現場の見やすい場所に建築標識(第32号様式)を当該工事に着手する日から完了するまでの間掲示しておかなければならない。

(既存権利の届出)

第22条 法第34条第13号の規定により、既存の権利を届け出ようとする者は、既存の権利の届出書(第33号様式)に次の書類を添付し、市長に正副各1部を提出しなければならない。

- (1) 土地についての権利を証する書類
- (2) 農地である場合は、農地転用許可書の写し

(開発登録簿の閲覧)

第23条 開発登録簿は、郡山市開発登録簿閲覧規則(平成9年郡山市規則第3号)に定める閲覧所の場所で閲覧に供するものとする。

(開発登録簿写しの交付申請)

第24条 法第47条第5号の規定により、開発登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿写しの交付申請書(第34号様式)を市長に提出し、所定の手数料を納入しなければならない。

(開発行為又は建築等に関する証明)

第25条 施行規則第60条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書(第35号様式)を市長に正副各1部を提出しなければならない。

(手数料)

第26条 開発許可等の申請をしようとする者は、郡山市手数料条例(平成11年郡山市条例第46号)に定める金額を添えて市長に提出しなければならない。

附 則 (平成9年3月31日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に効力を有する開発許可申請等の手続要綱(福島県要綱。昭和62年10月1日施行)の規定により福島県知事が行った処分その他の行為又は現に福島県知事に対してなされている申請その他の行為は、この要綱の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に効力を有する郡山市開発許可申請等の手続要綱(平成9年4月1日施行)の規定により市長が行った処分その他の行為又は現に市長に対してなされている申請その他の行為は、この要綱の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表) 開発許可申請添付図書一覧

- A 自己用住宅
- B 自己業務用(建築物等)
- C その他の建築物等

【書 面】

(※印は様式の定められているもの)

添付 順序	図面の名称	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
1	開発許可申請書(※)	法-30 規則- 15		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等の電話番号等を記入すること ・他の法令による許認可等を要する場合には、その手続状況を記入すること 	○	○	○
2	法人の登記事項証明書及び定款等			<ul style="list-style-type: none"> ・申請人が法人の場合添付すること(定款には実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること) 	○	○	○
3	設計説明書(※)	規則- 16-2	開発の目的、必要性等を簡述すること	<ul style="list-style-type: none"> ・工区に分割したときは、工区別の内訳表を作成すること 	×	○	○
4	法第34条各号に該当することを表す書類 (法第34条第13号に該当する場合にはその権利を証する書類)	規則- 15-(3)		<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内の開発許可申請時に必要 	○	○	○
5	開発行為同意書 ①公図の写し ②土地の登記事項証明書 (全部事項証明書) ③同意書(※)	規則- 17-1- (3)	<ul style="list-style-type: none"> ①開発区域を朱線で明示すること ②権利の種別 (所有権、地上権、地役権、 抵当権、賃借権等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・備付法務局名、方位、縮尺、転写月日を明記し、転写者が記名すること ・開発区域若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地又は建築物等につき、権利を有する者の同意を得ること ・同意者の実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること 	○	○	○
6	公共施設管理者の同意書(※)	法-30 -2		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得ること (例：道路管理者、河川管理者、農業用水路管理者等) 	○	○	○
7	公共施設管理予定者との協議書(※)	法-30 -2		<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置される公共施設を管理することとなる者と協議すること (上記の外20ha以上の開発行為については義務教育施設の設置義務者、水道事業者、40ha以上の開発行為については一般電気事業者、ガス事業者、地方鉄道事業者、軌道経営者と協議すること) 	○	○	○
8	公共用地との境界確定証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地が開発区域内に存する場合及びその周辺に接している場合に必要 	○	○	○
9	農業水利権者の同意書(必要がある場合)			<ul style="list-style-type: none"> ・雨水汚水等を農業用水路に放流する場合に必要 	○	○	○
10	設計者の資格を証する書類(※)	規則- 17-1- (4)		<ul style="list-style-type: none"> ・最終学校卒業証明書等を添付すること ・盛土規制法のみなし許可の場合 	△	△	△

添付 順序	図面の名称	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
11	資金計画書(※)	規則－ 15－(4)	預金残高証明書、融資証明書等（金融機関以外の場合は、印鑑証明書添付）	・調達方法を裏付ける書類を添付すること	×	△	○
12	申請者の資力信用調査(※)	法－33 －1－ (12)	①財務諸表 ②納税証明書 （法人税又は所得税、事業税、市民税、固定資産税及び事業所税等）	・申請者が個人の場合 ①住民票、略歴書 ②納税証明書（所得税、市民税及び固定資産税等）	×	△	○
13	誓約書（申請者）		暴力団員等に該当しないことの誓約書	実印押印の上、印鑑登録書を添付すること	×	△	○
14	工事施行者の工事能力調査(※)	法－33 －1－ (13)	①事業経歴書 ②登記事項証明書 ③建設業許可証明書又は建設業許可書の写し		×	△	○
15	現況写真		撮影方向を平面図に明記すること。	・開発区域全体が把握できるものを添付すること。	○	○	○

○：必要
×：不要
△：1ha以上必要

【図面等】 ※紙による添付に併せて、PDFデータによる提出も必要

添付 順序	図面の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
1	開発区域位置図	1/50000 以上	規則－ 17－1－ (1)、 17－2	①開発区域の位置 ②主要交通機関からの経路、名称 ③主要道路の名称 ④排水先の河川への経路、名称 ⑤周辺の都市施設	・1/25,000の都市計画総括図のある区域は、それによること	○	○	○
2	開発区域区域図	1/2,500 以上	規則－ 17－1－ (2)、 17－3	①開発区域、都道府県界、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ②土地の地番及び形状	・1/2,500の都市計画図のある区域は、それによること ・開発区域は朱線で明示すること（以下の図面についても同じ）	○	○	○
3	現況図	1/2,500 以上	規則－ 16－4	①地形（標高差を示す等高線、建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状） ②開発区域の境界 ③開発区域及び開発区域の周辺の公共施設（道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状、道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員）を実測により表示すること。 ④令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況（位置） ⑤令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（位置）	・等高線は2mの標高差を示すものであること ・樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること ・埋蔵文化財に関する調査を要した箇所は、その調査実施箇所を記載すること。 ・土砂災害特別警戒区域においては、その許可申請をした区域を図面に記載すること。	○	○	○

添付 順序	図面の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
4	求積図	1/500 以上		①開発区域求積図 ②新旧公共施設求積図 ③区画割求積図	・求積方法は原則として座標法等とし、算式についても明示すること	○	○	○
5	土地利用 計画図	1/1,000 以上	規則－ 16－4	①開発区域の境界（赤線で表示） ②公共施設の位置及び形状（公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへいの位置、開発区域外の道路の位置、形状及び幅員、排水施設の位置、形状及び水の流れの方向、都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称、消防水利、河川その他の公共施設の位置及び形状、遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用の区分） ③予定建築物等の敷地の形状及び面積 ④敷地に係る予定建築物等の用途 ⑤公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑥樹木又は樹木の集団の位置 ⑦緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑧法面（がけを含む）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類 ⑨開発区域はもとより当該土地に隣接する土地及び公共施設等の状況を実測により表示すること ⑩ごみ集積所	・凡例ごとに着色するのが望ましい	○	○	○
6	造成計画 平面図	1/1,000 以上	規則－ 16－4	①開発区域の境界（赤線で表示） ②切土又は盛土をする土地の部分の着色 ③擁壁の位置、種類及び高さ、法面（がけを含む）の位置及び形状 ④道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ⑤遊水池（調整池）の位置及び形状 ⑥予定建築物等の敷地の形状及び計画高	・切土又は盛土をする土地の部分で、表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること ・現況図を利用して作成すること	○	○	○
7	造成計画 断面図	1/1,000 以上	規則－ 16－4	①開発区域の境界（赤線で表示） ②切土又は盛土をする前後の地盤面 ③計画地盤高	・高低差の著しい箇所について作成すること	○	○	○
8	がけの断 面図	1/50 以上	規則－ 16－4	①がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ②切土又は盛土をする前の地盤面 ③小段の位置及び幅 ④がけ面の保護の方法（石張り、張り芝、モルタル吹付け等）	・切土をした土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること	○	○	○

添付 順序	図面の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C
9	擁壁の構造図	1/50 以上	規則－ 16－4	①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤擁壁を設置する前後の地盤面 ⑥基礎地盤の土質 ⑦基礎杭の位置、材料及び寸法 ⑧展開図	・鉄筋コンクリート擁壁 のときは配筋図が必要	○	○	○
10	排水施設 計画平面 図	1/500 以上	規則－ 16－4	①開発区域の境界（赤線で表示） ②排水区域の区域界 ③遊水地（調整池）の位置及び形状 ④都市計画に定められた排水施設の 位置、種類、材料、形状、内のり寸 法及び勾配 ⑤道路側溝その他の排水施設の位置、 種類、材料、形状、内のり寸法及び 勾配 ⑥排水管の勾配及び管径 ⑦人孔の位置及び人孔間距離 ⑧水の流れの方向 ⑨吐口の位置 ⑩放流先河川又は水路の名称、位置及 び形状 ⑪予定建築物等の敷地の形状及び計 画等 ⑫道路、公園その他の公共施設の敷地 の計画高 ⑬法面（がけを含む）又は擁壁の位置 及び形状	・集水区域を明示のこと	○	○	○
11	排水施設 構造図	1/50 以上	法－33 －3 令－26	①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水枡 吐口等		○	○	○
12	流末水路 構造図	1/50 以上	法－33 －3 令－26	①放流先の水路、河川の構造詳細（常 水面も表示のこと） ②放流口の排水施設の構造詳細図	・遊水池等の場合は、そ の構造	○	○	○
13	道路横断 図	1/100 以上	令－25 －2～5	①路面、路盤の詳細 ②道路側溝の位置、形状及び寸法 ③雨水枡及び取付管の形状 ④埋設管の位置、勾配、形状及び人孔 の形状 ⑤道路横断勾配 ⑥幅員	・道路、幅員、構造別に 表示すること	○	○	○
14	道路縦断 図	1/500 以上	規則－ 24－3	①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線	・幹線街路及び主要区画 街路について作成する こと	○	○	○
15	防災工事 計画平面 図	1/1,000 以上	令－26 －2	①地形（等高線等） ②計画道路路線 ③防災施設の位置、形状、寸法及び名 称 ④段切位置 ⑤表土除去位置 ⑥ヘドロ除去位置、除去深さ ⑦流土計画	・開発区域が10ha以上の 場合は、防災設計図を 別途作成すること	○	○	○

添付 順序	図面の名称	縮尺	法令	⑧工事中の雨水、排水系路 ⑨防災施設の設置時期及び期間 明示すべき事項	注意事項	A	B	C
16	防災施設 構造図	1/50 以上	令 - 26 -2	・防災施設構造詳細図	・防災調節池、調整池、 沈砂池等防災施設につ いて作成すること	○	○	○
17	給水施設 計画平面 図	1/500 以上	規則 - 16-4	①給水施設の位置、形状、内のり寸法 ②取水の方法 ③消火栓の位置 ④予定建築物等の敷地の形状及び計 画高	・排水施設計画平面図に まとめて図示してもよ い	×	○	○
18	下水道縦 断図	1/500 以上	令 - 26 -2	①人孔の種類、形状、位置及び間隔 ②排水管の勾配、管径、土被り及び管 底高 ③地盤高及び計画地盤高	・道路縦断図と兼ねても よい	○	○	○
19	電気施設 等計画平 面図	1/500 以上	規則 - 20の2	・電柱、電話柱等の位置及び配線 ・ガス基地の位置及び配管	・電柱は道路面に設置し ないこと ・電気供給者、NTT、 ガス供給者と協議のう え作成すること	×	○	○
20	構造計算 書		規則 - 27		・鉄筋コンクリート擁壁、 重力式コンクリート擁 壁、その他橋梁等の構 造物を設置するとき ・国土交通省及び福島県 の図集を使用のときは その写し	○	○	○
21	安定計算 書		規則 - 27		・擁壁で保護しないがけ 等について作成するこ と	○	○	○
22	水理計算 書		令-26		・排水施設、下水道施設、 防災施設等について作 成すること。	○	○	○
23	工程表				・梅雨期にかかる工事につ いては、特に詳細に 記入すること。	×	○	○
24	予定建築 物等の平 面図及び 立面図	1/100 以上	法 - 33 -1-1	・建築物等の用途		○	○	○
25	その他の 公共、公益 施設設計 平面図	1/100 以上	法 - 33 -1-2		・公園、造成緑地等につ いて作成すること。	×	○	○
26	仕様書				・開発区域が10ha以上の 場合は必ず添付するこ と。10ha未満の場合は 必要に応じ添付させる ことがある。	○	○	○
27	その他市 長が必要 とする書 類				・残土処理場等	○	○	○

○：必要
×：不要
△：1 ha以上必要

開発許可申請手数料一覧（郡山市手数料条例）

許 可 等	手数料の名称	単 位	金 額	
法第29条又は附則第4項の規定に基づく開発行為の許可	開発行為 許可申請 手数料	主として自 己の居住の 用に供する 住宅の建築 の用に供す る目的で行 う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未 満のとき 1件	8,600円
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未満のとき 1件	22,000円
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未満のとき 1件	43,000円
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以 上1ヘクタール未満のとき 1件	86,000円
			開発区域の面積が1ヘクタール以 上3ヘクタール未満のとき 1件	130,000円
			開発区域の面積が3ヘクタール以 上6ヘクタール未満のとき 1件	170,000円
			開発区域の面積が6ヘクタール以 上10ヘクタール未満のとき 1件	220,000円
			開発区域の面積が10ヘクタール以 上のとき 1件	300,000円
			主として、 住宅以外の 建築物で自 己の業務の 用に供する ものの建築 又は自己の 業務の用に 供する特定 工作物の建 設の用に供 する目的で 行う開発行 為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未 満のとき 1件
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未満のとき 1件	30,000円
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未満のとき 1件	65,000円
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以 上1ヘクタール未満のとき 1件	120,000円
			開発区域の面積が1ヘクタール以 上3ヘクタール未満のとき 1件	200,000円
			開発区域の面積が3ヘクタール以 上6ヘクタール未満のとき 1件	270,000円
			開発区域の面積が6ヘクタール以 上10ヘクタール未満のとき 1件	340,000円
			開発区域の面積が10ヘクタール以 上のとき 1件	480,000円

	その他の開 発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未 満のとき 1件 開発区域の面積が0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未満のとき 1件 開発区域の面積が0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未満のとき 1件 開発区域の面積が0.6ヘクタール以 上1ヘクタール未満のとき 1件 開発区域の面積が1ヘクタール以 上3ヘクタール未満のとき 1件 開発区域の面積が3ヘクタール以 上6ヘクタール未満のとき 1件 開発区域の面積が6ヘクタール以 上10ヘクタール未満のとき 1件 開発区域の面積が10ヘクタール以 上のとき 1件	86,000円 130,000円 190,000円 260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円
法第35条の2(法附則第5項 において準用する場合を含 む。)の規定に基づく開発行為 の変更許可	開発行為変更許可申請 手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算し た額。ただし、その額が870,000円を超えるとき は、その手数料の額は、870,000円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに 該当する場合を除く。)については、開発区 域の面積(イに規定する変更を伴う場合に あつては変更前の開発区域の面積、開発区 域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開 発区域の面積)に応じ開発行為許可申請手 数料に規定する額に10分の1を乗じて得た 額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法 第30条第1項第1号から第4号まで(法附 則第5項において準用する場合を含む。)に 掲げる事項の変更については、新たに編入 される開発区域の面積に応じ開発行為許可 申請手数料に規定する額 ウ その他の変更	1件 10,000円

法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項(法附則第5項において準用する場合を含む。))及び附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	1件	46,000円
法第42条第1項ただし書(法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件	26,000円
法第43条の規定に基づく建築等の許可	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が0.1ヘクタール未満のとき	1件 6,900円
		敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件 18,000円
		敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件 39,000円
		敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件 69,000円
		敷地の面積が1ヘクタール以上のとき	1件 97,000円
法第45条(法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものであるとき	1件 1,700円
		承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものであるとき	1件 2,700円

		承認申請をする者が行おうとする 開発行為が上記以外のものである とき 1件	17,000円
法第47条第5項(法附則第5項 において準用する場合を含む 。)の規定に基づく開発登録簿 の写しの交付	開発登録簿の写しの交 付手数料	用紙1枚	470円
省令第60条の規定に基づく開 発行為又は建築に関する証明 書等の交付	開発行為又は建築に関 する証明書等の交付手 数料	1件	250円

開 発 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 郡山市長 年 月 日 〒 住 所 申請者 氏 名 TEL		※ 手 数 料 円	
		※ 収 受 欄	
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	郡山市	
	2 開発区域の地目、面積	地目	m ²
	3 予定建築物等の用途、面積	用途	m ²
	4 工事施行者の住所、氏名		
	5 工事着手予定年月日	年	月 日
	6 工事完了予定年月日	年	月 日
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	8 法第34条の該当号及び該当する理由		
	9 その他必要な事項		

住 所 申請代理者 氏 名 電 話	TEL
-------------------------	-----

- (注) 1 申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印欄は記載しないこと。
- 3 「8 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 4 「9 その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

開 発 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。		※ 手 数 料	
郡山市長		円	
年 月 日		※ 収 受 欄	
〒			
住 所			
申請者			
氏 名			
TEL			
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	郡山市	
	2 開発区域の地目、面積	地目	m ²
	3 予定建築物等の用途、面積	用途	m ²
	4 工事施行者の住所、氏名		
	5 工事着手予定年月日	年	月 日
	6 工事完了予定年月日	年	月 日
	7 自己の居住又は業務の用 に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	8 その他必要な事項		

住 所	
申請代理者 氏 名	
電 話	TEL

- (注) 1 申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印欄は記載しないこと。
- 3 「8 その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

開 発 行 為 協 議 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をお願いします。 郡山市長 年 月 日 〒 住 所 協議者 氏 名 ㊟ TEL	※ 収 受 欄		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	郡山市	
	2 開発区域の地目、面積	地目	㎡
	3 予定建築物等の用途、面積	用途	㎡
	4 工事施行者の住所、氏名		
	5 工事着手予定年月日	年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	年 月 日	
	7 自己の居住又は業務の用 に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	8 法第34条の該当号 及び該当する理由		
	9 その他必要な事項		

- (注) 1 協議者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印欄は記載しないこと。
- 3 「8 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 4 「9 その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

第3号様式（第2条、第3条関係）

公共施設管理者同意書

年 月 日

住 所

公共施設管理者

氏 名



あなたが で都市計画法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公 共 施 設 名	所 在	措 置 条 件 等

第4号様式

都市計画法第32条の規定に基づく協議及び同意願出書

令和 年 月 日

公共施設管理者

郡山市長

様

同意願出人（開発行為者）

住 所

氏 名

都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けるため、下記にかかる公共施設の用に供する土地の帰属ならびに管理等について協議及び同意願います。

記

1	開発区域に含まれる地域の名称	
2	開発区域の面積	登記簿面積 m ² 実測面積 m ²
3	公共施設の名称及び所在	別紙のとおり
4	予定建築物の用途	
5	工事施行者住所・氏名	
6	工事着手・完了予定年月日	
7	その他必要な事項	

第4号様式

1. 新設する公共施設

新設する公共施設の名称・所在	新旧対照図に付した番号	概 要			管理者	用地の帰属	摘要
		延 長	幅員 (管径)	面 積			
		m	m	m ²			

注1. 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

2. 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については、道路敷きの面積を記入すること。
3. 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入すること。
4. 拡幅の場合は、従前の公共施設の名称、番号、幅員等を摘要の欄に記入すること。

2. 都市計画法第40条1項の規定が適用される場合における従前の公共施設

新設する公共施設の名称・所在	新旧対照図に付した番号	概 要			管理者	公共施設の利用に供する土地所有者	用地の帰属	摘要
		延 長	幅員 (管径)	面 積				
		m	m	m ²				

注1. 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

2. 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入すること。

3. 関連する公共施設

関連する公共施設の名称・所在	管理者	備考

注1. 関連する公共施設の名称は、道路等の種別ごとに記入すること。

(添付図面)

開発区域位置図、開発区域図、現況図、公図(字限図)、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、給排水施設計画平面図、各種構造図、その他、現況写真

開 発 行 為 同 意 書

の施行にかかる開発行為については異議なく、その施行について同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

1 土地関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所・氏名	印	共有関係

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所・氏名	印	共有関係

(注) 1 「権利の種別」欄には、所有権、地上権、抵当権、賃貸権等の種別を記入すること。

2 同意者の実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。

設計者の資格に関する申告書

設計者の氏名 及び生年月日		施行規則 第19条 の該当号	第1号 イ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト 第2号		
現住所					
勤務先の所在地 及び名称	TEL				
最終学歴	学校名	年 月 日	卒業・中退	修業年数	
資格免許等	名称	(イ) 一級建築士	(ロ) 技術士	(ハ)	
	登録番号等	第 号	() 部門 第 号		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日		
宅地 開発 業務 に 関 連 の 経 歴	工事及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計
			年 月から 年 月まで (年 月)		年 月
			年 月から 年 月まで (年 月)		
			年 月から 年 月まで (年 月)		
二十 以上 の 開 発 に 関 連 の 経 歴	事業主名及び工事の名称		場 所	面 積	時 期
				ha	
その他必要な事項					
※ 審 査 (適・否)	郡山市長 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 申告者氏名				

- (注) 1 申告者は氏名の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
- 2 ※印欄は記入しないこと。
- 3 この申告書は、1 ha未満については不要であること。
- 4 卒業証明書又は免許等の写しを添付すること。

申請者の資力信用調書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

概 要	設立年月日		資本金	千円		
	法令による許可等					
	従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）				
	前年度事業量	千円	資産総額	千円		
	前年度納税額	法人税又は所得税		千円、事業税	千円	
		市民税		千円、事業所税	千円	
	主たる取引金融機関					
工事管理者住所及び氏名						
役員 略 歴	職名	氏名	年令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
宅地 造成 経 歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	施行面積	着工 完了 年 月	
				㎡		

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
- 3 「法令による許可等」欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等について記入すること。
- 4 法人税又は所得税、事業税、市民税及び事業所税の納税証明書、法人の登記事項証明書を添付すること。

工事施行者の工事能力調書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

施行者

氏 名

TEL

開発行為者住所及び氏名								
法令による 許可等					設 立 年 月 日			
					資 本 金			
					主たる取引金融機関			
建設業法第26条による 主任技術者住所及び氏名								
従業員数	事 務	技 術	労 務	計	前 納 年 税 度 額	法人税又は所得税	事業税	
	人	人	人	人				
技術者略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資 格、免 許、学 歴、そ の 他			
宅地造成 工事経歴	注 文 主 名		元請・下請の別		工 事 施 行 場 所		面 積	完成年月日
							m ²	
							m ²	
							m ²	

- (注) 1 施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 施行者は氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
- 3 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び建設業許可証明書又は建設業許可証の写しを添付のこと。
- 4 法令による許可等については、建設業法による建設業者許可について記入すること。

資 金 計 画 書

（表面）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	補 助 負 担 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
	計	

設 計 説 明 書

（表面）

		設 計 者 住所氏名					
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		郡山市		申 請 者 住所氏名			
設計 の方針	開発の目的						
	基本方針						
開 発 区 域 の 現 況	地 域	ア. 市街化区域、イ. 市街化調整区域 ウ. 非線引都市計画区域、エ. 準都市計画区域 オ. 都市計画区域及び準都市計画区域外				□宅地造成等工事規制区域 □特定盛土等規制区域	
		用途地域 ()			その他 ()		
	地目 工区	宅 地	農 地	山 林	里道水路等	その他	合 計
	第 工区	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()
	合 計	()	()	()	()	()	(100)
	現況説明 (地形地質等) 及び措置						
土 地 の 利 用 計 画		宅 地	公共施設用地	公益施設用地	その他	合 計	
	第 工区	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	
	合 計	()	()	()	()	(100)	
公 共 施 設 の 整 備 計 画	公共施設	道 路	公 園	緑 地	水 路	合 計	
	面積 m ²						
	比率 %	()	()	()	()	()	
	管理者						
公 益 施 設 の 配 置 計 画	施設名						
	面積 m ²						
	比率 %	()	()	()	()	()	
給 水 施 設	ア. 公営水道 イ. 簡易水道 ウ. 専用水道 エ. その他						
消 防 水 利 施 設	ア. 消火栓 (カ所) イ. 貯水槽 基 (m ²) エ. その他 ()						
区 画 数	() 区画 計画人口 人						

宅地明細表（住宅用地、公益施設用地）

街区又は 区画番号	面積	住宅等の 敷地数	戸当平均 面積	予定建築物等	番号	面積	予定建築物等
	m ²	区画	m ²			m ²	
住宅 用地計					公益 施設計		

最小区画面積 m²

最大区画面積 m²

道路明細表

番号	幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属	備考
	m	m	m ²			
法部分						
計						

公園等明細表

番号	面積	管理者	用地の帰属	備考
	m ²			
計				

移転（拡張）前後対照表

区 分		移転（拡張）前	移転（拡張）後
敷 地	所 在		
	面 積	m ²	m ²
建 物	建 築 面 積	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²
	構 造		
	用 途		

申 請 者	住 所 氏 名
収用対象事業名	

公共事業による建築等移転証明書

建築等の所有者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
<p>上記の者は、起業の 工事のため</p> <p>下記物件を移転するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証明者 印</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
移 転 の 対 象 と な っ た 物 件			
所 在 地 番	種 類	数 量	摘 要

(注) 関係図面添付：「摘要」欄には、補償の内容、補償金額を記入すること。

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

郡山市長

住 所
氏 名

TEL

都市計画法に基づく開発行為について、下記のとおり工事に着手しますので届け出ます。

記

開発許可年月日・許可番号	年 月 日	郡山市指令(文書の記号)第 号
開発区域の名称	郡山市	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
工事施行者	住 所	
	名称及び 代表者氏名	TEL
現場管理者	住 所	
	氏 名	TEL
※ 受付及び処理欄		

- (注) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 ※印欄は記載しないこと。
 3 主要な工事の工程表を添付すること。

第14号様式 (第5条関係)

40cm以上	
許 可 番 号 開 発 標 識	郡山市指令(文書の記号)第 号 許 可 年 月 日 年 月 日
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
開発区域の所在地番	郡山市
開発区域の面積	m ²
許可を受けた者の住所及び氏名	TEL
工事施行者の住所及び氏名	TEL
工事現場管理者氏名	TEL
許 可 権 者	郡山市長

30cm
以上

G. L.

1 m
以上

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 郡山市長 年 月 日 〒 住 所 申請者 氏 名 TEL		※ 手 数 料 円	
開 発 許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号	
変 更 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	郡山市	
	2 開発区域の地目・面積	地目	m ²
	3 予定建築物等の用途面積	用途	m ²
	4 工事施行者の住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	年 月 日	
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居 住・業 務）	その他（ ）
	8 その他必要な事項		

住 所 申請代理者 氏 名 電 話	TEL
-------------------------	-----

- (注) 1 申請者又は工事施行者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
- 3 ※印欄は記載しないこと。
- 4 「8 その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 5 前回までの許可書の写しを添付すること。
- 6 「変更前後対照表」を添付すること。
- 7 工事施行状況を記載した図書を添付すること。

開 発 行 為 変 更 協 議 書

都市計画法第35条の2第4項の規定により、開発行為の変更の協議をお願いします。 郡山市長 年 月 日 〒 住 所 協議者 氏名 印 TEL	※ 収 受 欄	
開発行為協議成立年月日・番号	年 月 日 郡(文書の記号)第 号	
変 更 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	郡山市
	2 開発区域の地目・面積	地目 m²
	3 予定建築物等の用途面積	用途 m²
	4 工事施行者の住所氏名	_____
	5 工事着手予定年月日	_____年 月 日
	6 工事完了予定年月日	_____年 月 日
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務） その他（ ）
	8 その他必要な事項	_____

- (注) 1 協議者又は工事施行者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印欄は記載しないこと。
- 3 「8 その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 前回までの協議成立書及び通知書の写しを添付すること。
- 5 「変更前後対照表」を添付すること。
- 6 工事施行状況を記載した図書を添付すること。

変更前後対照表（開発行為変更概要書）

1 開発区域の変更

	変 更 前	変 更 後	変 更 する 理 由
地 域 の 名 称			
面積	m ²	m ²	

2 設計内容の変更

変更前の設計の内容	変更後の設計の内容	変 更 する 理 由	図 面 番 号 及 び 図 面 内 の 変 更 箇 所 番 号

開発行為変更届出書

年 月 日

郡山市長

住 所

届出者

氏 名

TEL

都市計画法第55条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

	許可年月日・番号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第	号
変 更 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	郡山市
	2	開発区域の地目・面積	m ²
	3	予定建築物等の用途・面積	m ²
	4	変更内容及び理由	

(注) 1 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 前回までの許可書の写しを添付すること。

工事完了公告前の建築等承認申請書

年 月 日

郡山市長

住 所
申請者
氏 名

TEL

都市計画法第37条第1号の規定により開発行為に関する工事の完了公告前の建築等を承認されたく申請します。

記

開発許可の概要	1 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	2 許可年月日及び番号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号
	3 開発区域に含まれる地域の名称	
建築の概要	1 建築等をしようとする土地の所在及び面積	
	2 建築物等の構造及び面積	
	3 建築物等の用途	
申請の理由		

(注) 1 申請者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類

- (1) 許可書の写し (2) 位置図 (3) 土地利用計画図(申請箇所明示)
(4) 土地登記事項証明書及び公図(字限図) (5) 現況図又は現況写真 (6) 建築物等概要書
(7) 建物配置図 (8) 建物平面図及び立面図 (9) 念書(開発行為の検査済証の交付及び工事完了公告があるまで営業等建物を使用しない旨等、必要に応じて)

建 築 物 概 要 書

主 要 用 途			建 築 面 積	延 べ 面 積	敷 地 面 積	建 ぺ い 率		
	申 請 部 分		m ²	m ²		%		
	申 請 以 外 の 部 分		m ²	m ²				
	合 計		m ²	m ²	m ²			
建 築 物 棟 別 概 要								
棟 番 号	用 途	工 事 種 別	構 造	階 数	建 築 面 積	延 べ 面 積	外 壁 仕 上	最 高 の 高 さ
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
					m ²	m ²		m
備 考								

地 位 の 承 継 届 出 書

年 月 日

郡山市長

届出者 住 所

(承継人)

氏 名

ⓐ

TEL

都市計画法第44条の規定により、下記のとおり許可に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

開 発 許 可 の 概 要	1	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名	
	2	許可年月日及び番号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号
	3	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
4	承 継 年 月 日	年 月 日	
5	承 継 の 理 由		

(注) 1 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 個人については、土地の登記事項証明書を添付すること。

3 法人については、承継したことを証する書類を添付すること。

4 許可書の写しを添付すること。

5 実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。

地 位 の 承 継 承 認 申 請 書

都市計画法第45条の規定により、地位の承継承認を申請します。 郡山市長 年 月 日 〒 申請者 住 所 (承継人) 氏 名 ⑩ TEL	※ 手 数 料 円 ※ 収 受 欄
開発許可年月日及び番号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	郡山市
被承継人の住所及び氏名	
土地の所有権等を取 得 した 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印欄は記載しないこと。
- 3 この申請書には土地の売買契約書等所有権その他工事施行に関する権限を承継したことを証する書類を添付すること。
- 4 1ha以上の自己業務用及び自己用以外の場合は、承継しようとする者の資力、信用に関する調書を添付すること。
- 5 許可書の写しを添付すること。
- 6 実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。

開発行為に関する工事の廃止届出書

年 月 日

郡山市長

住 所
届出者
氏 名

Ⓔ

TEL

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号
2 開発行為に関する工事を廃止した年月日	
3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称	郡山市
4 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積	

- (注) 1 届出者が法人の場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 許可書の写しを添付すること。
3 工事を廃止する理由書を添付すること。
4 廃止時における土地の状況を表した図書を添付すること。
5 廃止に伴う措置方針を表した図書を添付すること。
6 実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

郡山市長

住 所
届出者
氏 名
TEL

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日郡山市指令（文書の記号）第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
郡山市

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 ・ 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 郡山市指令（文書の記号）第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- （注） 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記入しないこと。

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

郡山市長

住 所
届出者
氏 名 ⑩
TEL

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(協議成立番号 年 月 日郡(文書の記号)第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
郡山市

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 ・ 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 郡(文書の記号)第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- (注) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 ※印のある欄は記入しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

郡山市長

住 所
届出者
氏 名
TEL

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
郡山市
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 ・ 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

(注) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記入しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

郡山市長

住所
届出者
氏名 ⑩
TEL

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（協議成立番号 年 月 日 郡（文書の記号）第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
郡山市
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 ・ 否
※ 検査済証番号	年 月 日 郡（文書の記号）第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- （注）1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 ※印のある欄は記入しないこと。

公共施設工事完了届出書・工事完了届出書

(添 付 図 面)

	添 付 図 面 等	縮 尺	明 示 す る 事 項
公 共 施 設 工 事 完 了 届 出 書	位 置 図	25,000分の1以上	目印となる建物等の名称
	公共施設工事完了図	300分の1以上	構造、規模、名称等を明示 (土地利用計画図に準じて作成のこと)
	地積測量図	〃	算定式も記入のこと
	新旧公共施設地積求積図	〃	〃
	新旧土地所在図	〃	地番
	写 真		工事施行中及び工事施行前後の写真
工 事 完 了 届 出 書	位 置 図	25,000分の1以上	目印となる建物等の名称
	工 事 完 了 図	300分の1以上	構造、規模、名称等を明示 (土地利用計画図に準じて作成のこと)
	地 積 測 量 図	〃	算定式も記入のこと
	区 画 割 求 積 図	〃	〃
	新 旧 土 地 所 在 図	〃	地番
	写 真		工事施行中及び工事施行前後の写真

(注) 1 開発区域の規模によりここに定めた縮尺によりがたいときは変更を認める。

2 写真撮影の方法は、共通仕様書（福島県土木部発行「土木工事偏Ⅱ（土木工事施工管理規
準及び規格値）」）によること。

費用負担の協議申請書

年 月 日

（協議先名）

住所
申請者
氏名

TEL

都市計画法第40条第3項の規定により、公共施設の用に供する土地の帰属に伴い、下記のとおり費用の負担について協議を申し出ます。

記

1 負担を求めようとする額	
2 法第36条第3項の公告の日における土地の所在、地番、地目及び面積	
3 費用負担を求めようとする土地の取得に要すべき費用の額	
4 上記3の費用の額の積算基礎	
5 土地の用途	
6 添付図書	① 工事完了公告時において、費用負担に係る土地を所有していたことを証する書類 ② 当該土地の位置及び区域を明示する図書

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
- 3 この申出書は、法第36条第3項の規定による工事完了公告の日から3か月以内に提出すること。
- 4 土地の用途は、政令第12条に掲げる区分により記入すること。

建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により建築の許可を申請します。 郡山市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 〒 住所 申請者 氏名	※ 手 数 料 円 ※ 収 受 欄				
開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号				
建築をしようとする土地	所在地番				
	地 目		面 積	㎡	
建 築 物 の 用 途					
建築しようとする建築物	敷地面積	建築面積	述べ面積	階 数	構 造
	㎡	㎡	㎡		
建 築 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日				

- (注) 1 申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
- 3 ※印欄は、記載しないこと。
- 4 「建築物の用途」欄には、「住宅」「工場」「事務所」「店舗」等具体的に記載すること。
- 5 この申請書には、位置図・区域図・現況図・土地利用計画図・建物平面図等を添付すること。
- 6 建築しなければならない理由書を添付すること。
- 7 「建築物等概要書」を添付すること。
- 8 許可書の写しを添付すること。

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により 〔建築物〕の 〔第一種特定工作物〕の 〔新築〕の許可を申請します。 〔改築〕 〔用途の変更〕 〔新設〕 郡山市長 年 月 日 〒 住 所 申請者 氏 名		※ 手 数 料 円
		※ 収 受 欄
1 開 発 許 可 年 月 日	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号	
2 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日	
3 許 可 申 請 に 係 る 土 地 の 所 在	郡山市	
4 許 可 申 請 に 係 る 土 地 の 地 目 及 び 面 積	地目	m ²
5 予 定 建 築 物 等 の 用 途 、 面 積	用途	m ²
6 開 発 許 可 を 受 け た 際 の 建 築 物 等 の 用 途		
7 建 築 等 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
8 建 築 等 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 申請者は氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
 3 ※印欄は、記載しないこと。
 4 「建築物等の用途」欄には、「工場」「住宅」「事務所」「店舗」等具体的に記載すること。
 5 この申請書には、位置図・区域図・現況図・土地利用計画図・建物平面図等を添付すること。
 6 建築等しなければならない理由書を添付すること。
 7 許可書の写しを添付すること。

予定建築物等以外の建築等協議書

<p>都市計画法第42条第2項の規定により</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 建築物 第一種特定工作物 </div> } の </div> <p>について協議をお願いします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; text-align: center;"> 新 築 改 築 用途の変更 新 設 </div> } </div> <p>郡山市長</p>	<p>※ 収 受 欄</p> <p>年 月 日</p>		
<p>〒</p> <p>住 所</p> <p>協議者</p> <p>氏 名 ⑩</p>			
1 開 発 許 可 年 月 日	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号		
2 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日		
3 許 可 申 請 に 係 る 土 地 の 所 在	郡山市		
4 許 可 申 請 に 係 る 土 地 の 地 目 及 び 面 積	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">地目</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">m²</td> </tr> </table>	地目	m ²
地目	m ²		
5 予 定 建 築 物 等 の 用 途 、 面 積	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">用途</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">m²</td> </tr> </table>	用途	m ²
用途	m ²		
6 開 発 許 可 を 受 け た 際 の 建 築 物 等 の 用 途			
7 建 築 等 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
8 建 築 等 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		

- (注) 1 協議者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印欄は、記載しないこと。
- 3 「建築物等の用途」欄には、「工場」「住宅」「事務所」「店舗」等具体的に記載すること。
- 4 この申請書には、位置図・区域図・現況図・土地利用計画図・建物平面図等を添付すること。
- 5 建築等しなければならない理由書を添付すること。
- 6 許可書の写しを添付すること。

市街化調整区域における建築等申請書

都市計画法第43条第1項の規定により 〔 建築物 第一種特定工作物 〕の 〔 新 築 改 築 用途の変更 新 設 〕の許可を申請します。 郡山市長 年 月 日 〒 住 所 申請者 氏 名	※ 手 数 料 円 ※ 収 受 欄	
1 許可申請に係る土地の所在	郡山市	
2 許可申請に係る土地の 地 目 及 び 面 積	地目	㎡
3 予定建築物等の用途、面積	用途	㎡
4 用途変更をしようとする場合 には変更前の建築物の用途		
5 建築等着手予定年月日	年 月 日	
6 建築等完了予定年月日	年 月 日	
7 政令第36条(法第34条)の 該当号及び該当する理由		
8 その他必要な事項		

申請代理者	住 所 氏 名 電 話	TEL
-------	-------------------	-----

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 申請者は氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行うこと。記載を自署で行わない場合には、実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付すること。
 3 ※印欄は、記載しないこと。
 4 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可認可を要する場合に、その手続きの状況を記載すること。

市街化調整区域における建築等協議書

<p>都市計画法第43条第3項の規定により</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">新</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">築</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="4" style="padding: 0 10px;">の</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">改</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">築</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">用途の変更</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">新</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">設</td> </tr> </table> <p>の協議をお願いします。</p> <p>郡山市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">協議者</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ⑩</p>	新	築	}	の	改	築	用途の変更		新	設	<p>※ 収 受 欄</p>
新	築	}			の						
改	築										
用途の変更											
新	設										
1 許可申請に係る土地の所在	郡山市										
2 許可申請に係る土地の地目及び面積	地目	㎡									
3 予定建築物等の用途、面積	用途	㎡									
4 用途変更をしようとする場合には変更前の建築物の用途											
5 建築等着手予定年月日	年 月 日										
6 建築等完了予定年月日	年 月 日										
7 政令第36条（法第34条）の該当号及び該当する理由											
8 その他必要な事項											

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印欄は、記載しないこと。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可認可を要する場合に、その手続きの状況を記載すること。

第32号様式 (第21条関係)

← 40cm以上 →	
許 可 番 号	郡山市指令(文書の記号)第 号
建 築 標 識	許 可 年 月 日
年 月 日	年 月 日
建 築 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
建 築 に 係 る 土 地 の 所 在 地 番	
建 築 に 係 る 土 地 の 面 積	m ²
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	TEL
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	TEL
建 築 物 等 の 用 途	
許 可 権 者	郡山市長
G. L	1 m 以上

30cm
以上

既 存 の 権 利 の 届 出 書

都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、既存の権利を届け出ます。 郡山市長 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">〒</div> 住 所 届出者 氏 名 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">TEL</div>	※ 収 受 欄												
届け出しようとする土地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">所在地番</td> <td colspan="5" style="padding: 2px;">郡山市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">地 目</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="padding: 2px;">地 積</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">㎡</td> </tr> </table>	所在地番	郡山市					地 目		地 積			㎡
所在地番	郡山市												
地 目		地 積			㎡								
届出者の職業 (法人にあつてはその業務内容)													
市街化調整区域が指定された際、土地に関する権利を有していた目的													
土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合には、当該権利の種類及び内容													
※ 決 裁 欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">部 長</td> <td style="width: 12.5%;">次 長</td> <td style="width: 12.5%;">課 長</td> <td style="width: 12.5%;">課長補佐</td> <td style="width: 12.5%;">係 長</td> <td style="width: 12.5%;">係 員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員						
部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員								

- (注) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印欄は、記載しないこと。
- 3 権利を証する書類 (所有権及び地上権の場合は土地登記簿謄本、賃借権の場合は当該契約書 (印鑑証明書添付)) を添付すること。
- 4 届出をしようとする土地が、農地の場合は、農地転用許可書の写しを添付すること。

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

建築基準法第 6 条第 1 項 (同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による確認を申請したいので、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。 郡山市長 年 月 日 〒 住 所 申請者 氏 名 TEL		※1 手 数 料 円	
建築 (建設) 敷地の所在・地番・地目・地積	郡山市		
該 当 条 文	都市計画法 <input type="checkbox"/> 第 29 条 <input type="checkbox"/> 第 35 条の 2 <input type="checkbox"/> 第 41 条 <input type="checkbox"/> 第 42 条 <input type="checkbox"/> 第 43 条 <input type="checkbox"/> 第 53 条		
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> その他の区域	用途地域	
開 発 許 可 等 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 郡山市指令指第 号 () 年 月 日 郡山市指令都第 号 () 年 月 日 第 号 ()		
都市計画法第 41 条による制限の内容			
建 築 (建 設) 計 画 の 概 要	開 発 行 為	有 無 (m ²)	
	用 途	敷地面積	m ²
	工事の種別	建築面積	※2 m ²
	そ の 他	延べ面積	※2 m ²
※ 上記の建築計画については、都市計画法の規定に適合することを証明します。 年 月 日 郡山市長 印			

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 ※1印の欄は、記載しないこと。※2印の欄は、所在が市街化調整区域の際に記載すること。
 3 該当する事項 (□印) にレ印を付けること。
 4 添付書類：案内図、登記事項証明書、公図、建築計画概要書、配置図、平面図、立面図、敷地求積図、その他必要書類
 5 提出部数：正副各一部

暴力団員に該当しないことの誓約書

年 月 日

郡山市長様

(開発許可申請者) 住所 _____
氏名 _____

上記の申請者は、下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可に係る、郡山市長が行う一切の処分に対し、不服申立て及び損害賠償請求を行いません。

なお、本誓約の内容について、必要に応じて市が福島県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 2 （法人の場合）役員のうち、1に該当する者はありません。
- 3 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していません。
- 4 その他、申請者（法人の場合はその役員）は福島県暴力団排除条例（平成23年3月18日福島県条例第51号）及び福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月10日福島県公安委員会規則第5号）に違反していません。

2 郡山市開発許可申請等に係る事務処理要領

(申請、協議及び届出の受付)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可の申請、第37条第1号若しくは第45条の規定による承認の申請、第34条の2第1項、第35条の2第4項、第42条第2項若しくは第43条第3項の規定による協議又は第34条第13号、第35条の2第3項、第36条第1項、第38条若しくは第44条の規定による届出は、郡山市都市構想部開発建築法務課において受付をする。

(申請書又は協議書の受理)

第2条 市長は、申請書又は協議書を受理したときは、申請書受付台帳に記載し、これを整備しておかなければならない。

(申請書又は協議書の審査)

第3条 市長は、受理した申請書又は協議書の内容を審査表（第1号様式）に基づいて速やかに審査し、不適當な箇所があれば、当該申請者等に補正させるものとする。

(手数料の徴収)

第4条 市長は、申請書を受理する際には郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）に定める金額を徴収するものとする。

(許可、承認等)

第5条 市長は、許可及び承認申請又は協議の内容を審査し、適當と認めるときは許可指令書（第2号様式から第5号様式まで）により許可（建ぺい率等の指定を含む。）をし、又は承認指令書（第6号様式又は第7号様式）により承認しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請内容を審査した結果、内容が不適當と認められた場合には、第8号様式、第9号様式又は第10号様式により、不許可、不承認としなければならない。

(他法令との調整)

第6条 申請書又は協議書の審査及び許可若しくは承認に当たっては、農地法、森林法等関係のある他法令の審査状況、許可の可能性と十分に整合を図って行うものとする。

(許可等の期間)

第7条 許可申請書又は協議書等の標準処理日数は、別表に定めるところによるものとする。

(許可等の通知)

第8条 許可等の処分をした場合には、当該指令書に通知文（第11号様式）を添付して、速やかに申請者又は協議者に交付するものとする。

(完了検査)

第9条 市長は、工事完了届出書を受理したときは、遅滞なく工事完了検査を行わなければならない。

2 工事完了検査の方法については、郡山市開発許可に関する工事検査事務処理要領（平成9年3月26日制定）によるものとする。

(検査済証の交付)

第10条 工事完了検査の結果、当該工事が許可の内容に適合していると認められたときは、開発行為に関する工事の検査済証（第12号様式）を届出者に交付するとともに、当該開発行為に公

共施設が含まれている場合には、公共施設に関する工事の検査済証（第13号様式）を併せて交付しなければならない。

（工事完了公告）

第11条 検査済証を交付したときは、開発行為に関する工事完了公告（第14号様式）を郡山市役所前の掲示板に1週間掲示するものとする。

（報告、勧告等）

第12条 市長は、必要に応じて許可等を受けた者又は協議を行なった者から報告若しくは資料の提出を求めて開発行為の進行管理に務め、許可等を受けた者又は協議を行なった者に勧告、助言を行うものとする。

（監督処分）

第13条 市長は、法の規定又は処分に違反した者に対して、郡山市違反開発行為等事務処理要領（平成12年8月21日制定）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行った上で監督処分を行うことができる。

（立入検査）

第14条 市長は、監督処分を行う場合は、必要に応じて立入検査を行うものとする。

2 立入検査を行う場合、立入検査を行う者は、身分証明書（第15号様式）を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

（開発登録簿）

第15条 市長は、開発登録簿（第16号様式）を常に整備しておき、請求があったときはその写しを請求人に交付しなければならない。

2 第4条の規定は、開発登録簿の写しの交付について準用する。

（証明）

第16条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の証明については、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書の下欄により証明を行うものとする。

2 第4条の規定は、前項の証明について準用する。

附 則（平成9年3月31日制定）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に効力を有する郡山市開発許可等に係る事務処理要領（福島県要領。昭和62年10月1日施行）の規定により福島県知事が行った処分その他の行為又は現に福島県知事に対してなされている申請その他の行為は、この要領の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に効力を有する郡山市開発許可等に係る事務処理要領（平成9年4月1日施行）の規定により市長が行った処分その他の行為又は現に市長に対してなされている申請その他の行為は、この要綱の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（工事完了公告）

この要領に記載する開発行為に関する工事完了公告については、告示により公示するものとする。

(別表) (第7条関係)

許認可等事務	根拠法令条項	標準処理日数	備考
都市計画区域又は準都市計画区域内若しくは都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可又は協議 (開発審査会に付議する必要のあるもの及び第二種特定工作物の建設に係るもの)	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、第2項、第34条の2第1項	60	標準処理日数には、開発審査会の審査に要する日数は含まない。
上記の変更許可	法第35条の2第1項	$60 \times \frac{1}{2} = 30$	
都市計画区域又は準都市計画区域内若しくは都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発行為の許可又は協議 (上記以外に係るもの)	法第29条第1項、第2項、第34条の2第1項	40	
上記の変更許可	法第35条の2第1項	$40 \times \frac{1}{2} = 20$	
開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付	法第36条第2項	25	
開発行為完了前の建築物の建築等の承認	法第37条	25	
開発許可を受けた土地における建築等の許可又は協議 (開発審査会に付議したもの及び第二種特定工作物に係るもの)	法第42条第1項ただし書、第2項	20	標準処理日数には、開発審査会の審査に要する日数は含まない。
開発許可を受けた土地における建築等の許可又は協議 (上記以外に係るもの)	法第41条第2項ただし書、第2項	10	
開発許可を受けた開発区域以外の区域内の建築物の建築等の許可又は協議 (開発審議会に付議する必要のあるもの)	法第43条第1項、第3項	50	標準処理日数には、開発審査会の審査に要する日数は含まない。
開発許可を受けた開発区域以外の区域内の建築物の建築等の許可又は協議 (上記以外に係るもの)	法第43条第1項、第3項	30	
開発許可の地位承継の承認 (開発審査会に付議する必要のあるもの及び第二種特定工作物の建設に係るもの)	法第45条	15	標準処理日数には、開発審査会の審査に要する日数は含まない。
開発許可の地位承継の承認 (上記以外に係るもの)	法第45条	8	

審 査 表

（表面）

申請者（協議者）氏名

番号

審 査 事 項		適 否		指 摘 事 項	
		事務	技術		
A 申請書の記載方法					
B 添 付 書 類	1 法人の場合：法人登記事項証明書、定款				
	2 公共施設管理者の同意書				
	3 公共施設管理予定者との協議書				
	(1) 20ha 以上	イ 義務教育施設設置義務者			
		ロ 水道事業者			
	(2) 40ha 以上	イ 一般電気事業者、ガス事業者			
		ロ 地方鉄道事業者、鉄道経営者			
	4	① 公図の写			
		② 土地登記事項証明書			
		③ 同意書（印鑑証明書付）			
		5 設計者の資格を証する調書（1ha以上）			
		6 申請者の資力信用調書（自己用住宅、1ha未満の 自己業務用以外）			
		7 工事施行者の工事能力調書（ 同上 ）			
	8 資金計画書（ 同上 ）				
	9 法第34条各号に該当することを表す書類、又は、法第 34条第13号に該当する場合はその権利を証する書類				
	10 公共用地との境界確定証明書				
	11 農業用水権利者との協議書				
	12 現況写真				
	13 申請手数料 ha				
C 設 計 図 書	1 設計説明書（自己用以外）				
	2 開発区域位置図（都市計画総括図1/25,000）				
	3 開発区域図（都市計画図1/2,500）				

(裏面)

審査事項		適否		指摘事項	
		事務	技術		
C 設計 図 書	4	現況図 (1/2,500以上)			
	5	土地利用計画図 (1/1,000以上)			
	6	造成計画平面図 (1/1,000以上)			
	7	造成計画断面図 (1/1,000以上)			
	8	排水施設計画平面図 (1/500以上)			
	9	給水施設計画平面図 (1/500以上)(自己用以外)			
	10	がけ、擁壁の断面図 (1/500以上)			
	その他 の 図 書	11	① 求積図 (1/500以上)		
			② 電気施設計画平面図 (自己用以外) (1/500以上)		
			③ 排水施設・流末水路構造図 (1/500以上)		
			④ 道路計画縦断面図 (1/500以上)		
		⑤ 下水道計画縦断面図 (1/500以上)			
		⑥ 道路横断面図 (1/100以上)			
		⑦ 防災工事計画平面図 (1/1,000以上)			
		⑧ 構造、安定計算書			
		⑨ 下水道流量計算書			
		⑩ 工程表 (自己用以外)			
	⑪ 予定建築物の立面、平面図 (1/100以上)				
D 開発許可基準	1	用途地域に適合するか			
	2	公共空地は適切に確保されているか (自己用、二特以外)			
	3	排水施設は適切に配置されているか			
	4	給水施設は適当に配置されているか (自己用以外)			
	5	公益的施設の用途配分は適切か (20ha以上)			
	6	防災、安全装置は適切か			
	7	災害危険区域は除外されているか (自己用以外)			
	8	樹木の保存、表土の保全の措置はされているか (1ha以上)			
	9	環境の悪化をもたらす予定建築物の場合緩衝帯等は設置されているか (1ha以上、二特以外)			
	10	輸送施設は支障ないか (40ha以上)			

審査者

	職		氏名
	事務	職	氏名
	技術	職	氏名

第2号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

郡山市長



記

1 許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積等

	地目	
	面積	m ²

(2) 予定建築物等の用途、面積

	m ²
--	----------------

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 公共施設の名称、規模

--

2 許可条件

（一般的条件）

(1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（施行期間）

(2) 開発行為の施行期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

(着手届)

- (3) 開発行為に着手するときは、工事着手届を市長あてに提出すること。

(標識の設置)

- (4) 開発区域の見やすい場所に、別記様式の開発標識を工事が完了するまでの間掲示しておくこと。

(防災措置)

- (5) 工事施行に当たっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。
(6) 工事施行中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め、工事関係者に周知徹底すること。
(7) 天候その他により災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制を定め防災に努めること。
(8) 工事施行中は、安全かつ円滑な交通又は危険防止のため必要な標識、バリケード、警戒灯等を設置すること。

(公共施設の機能保全)

- (9) 従前からある公共施設の付替工事の施行に当たっては、仮工事を行って交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないようにする場合を除き、あらかじめ公共施設を新設してから旧施設を廃止すること。

(災害の復旧)

- (10) 工事施行に当たって災害が発生したとき及び公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに応急措置をとるとともに、市長に届け出て、その指示に従い、申請人の費用負担により復旧すること。

(報告等)

- (11) 工事施行中、当初設計の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、その状況を延滞なく報告すること。
(12) 擁壁等の構造物の工事は、必要と認められる場合、土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検査し施行すること。また、その結果を市長に報告すること。

(工事施行状況の記録)

- (13) 公共施設、防災措置その他別表に掲げる工事の当該部分の位置、構造及び寸法が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真、資料等を整備し、必要に応じて提出すること。

(開発行為の中止及び廃止の際の措置)

- (14) 開発行為に関する工事を中止又は廃止するときは、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復する措置を行うこと。

(土地の形質の変更等の際の措置)

- (15) 土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、排水若しくは水利上の支障を来し、又は土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

(開発行為の変更)

- (16) この許可の内容等（開発区域・設計・予定建築物等、工期等その他）を変更するときは、変更許可を受けること。又は届出を行なうこと。

(工事の手直し等)

- (17) 法第36条第2項の規定による工事完了の検査の結果、工事がこの許可の内容に適合していないときは、検査員の指示に従い工事の手直し等その是正措置をとること。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に郡山市開発審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、法第50条を参照してください。）

住 所

氏 名

年 月 日付けで協議のあった開発行為については、下記のとおり協議が成立しましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）法第34条の2の規定により、開発行為の許可があったものとみなします。

郡山市長



記

1 協議の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積等

	地目	
	面積	m ²

(2) 予定建築物等の用途、面積

	m ²
--	----------------

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 公共施設の名称、規模

--

2 協議成立条件

(一般的条件)

(1) 開発行為は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。

(施行期間)

(2) 開発行為の施行期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

(着手届)

(3) 開発行為に着手するときは、工事着手届を市長あてに提出すること。

(標識の設置)

(4) 開発区域の見やすい場所に、別記様式の開発標識を工事が完了するまでの間掲示しておくこと。

(防災措置)

(5) 工事施行に当たっては、災害の防止のため適切な措置を講ずること。

(6) 工事施行中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議を行い、その方法を定め、工事関係者に周知徹底すること。

(7) 天候その他により災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制を定め防災に努めること。

(8) 工事施行中は、安全かつ円滑な交通又は危険防止のため必要な標識、バリケード、警戒灯等を設置すること。

(公共施設の機能保全)

(9) 従前からある公共施設の付替工事の施行に当たっては、仮工事を行って交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないようにする場合を除き、あらかじめ公共施設を新設してから旧施設を廃止すること。

(災害の復旧)

(10) 工事施行に当たって災害が発生したとき及び公共施設等に損傷を与えたときは、直ちに応急措置をとるとともに、市長に届け出て、その指示に従い、申請人の費用負担により復旧すること。

(報告等)

(11) 工事施行中、当初設計の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、その状況を延滞なく報告すること。

(12) 擁壁等の構造物の工事は、必要と認められる場合、土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検査し施行すること。また、その結果を市長に報告すること。

(工事施行状況の記録)

(13) 公共施設、防災措置その他別表に掲げる工事の当該部分の位置、構造及び寸法が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真、資料等を整備し、必要に応じて提出すること。

(開発行為の中止及び廃止の際の措置)

(14) 開発行為に関する工事を中止又は廃止するときは、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復する措置を行うこと。

(土地の形質の変更等の際の措置)

(15) 土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、排水若しくは水利上の支障を来し、又は土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

(開発行為の変更)

(16) この協議の内容等（開発区域・設計・予定建築物等、工期等その他）を変更するときは、変更協議を受けること。

(工事の手直し等)

(17) 法第36条第2項の規定による工事完了の検査の結果、工事がこの許可の内容に適合していないときは、検査員の指示に従い工事の手直し等その是正措置をとること。

第3号様式（第5条関係）

郡山市指令(文書の記号)第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第35条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

郡山市長
記



1 許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前		m ²
変更後		m ²

(2) 予定建築物等の用途、面積

変更前		m ²
変更後		m ²

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 公共施設の名称、規模

変更前	
変更後	

(5) 工事施行者の住所及び氏名

変更前	
変更後	

2 許可条件

- (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 開発行為の施行期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- (3) その他は、年 月 日付け郡山市指令(文書の記号)第 号のとおりとする。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3の2号様式（第5条関係）

郡（文書の記号）第 号

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日付けで協議のあった開発行為の変更については、下記のとおり変更協議が成立しましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）法第35条の2第4項の規定により、開発行為の変更許可があったものとみなします。

郡山市長
記



1 許可の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

変更前		m ²
変更後		m ²

(2) 予定建築物等の用途、面積

変更前		m ²
変更後		m ²

(3) 開発行為に関する設計の内容

申請書の添付図書のとおり

(4) 公共施設の名称、規模

変更前	
変更後	

(5) 工事施行者の住所及び氏名

変更前	
変更後	

2 協議条件

- (1) 開発行為は、申請書又は協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 開発行為の施行期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- (3) その他は、年 月 日付け郡（文書の記号）第 号のとおりとする。

第4号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第41条第1項の規定により、下記のとおり建ぺい率等の制限を指定します。

年 月 日

郡山市長



記

1 指定する土地の区域

年 月 日付け郡山市指令（文書の記号）第 号で許可した法第29条（法第34条の2）の規定による開発行為の区域

2 制限の内容及び期間

(1) 制限の内容

- ア 容 積 率
- イ 建蔽率
- ウ 建築物の高さ
- エ 外壁の後退距離

(2) 制限の期間

許可の日から法第8条第1項第1号の規定による用途地域が定められるまでの間とする。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった建築行為等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項（法第41条第2項、法第42条第1項）の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

郡山市長



記

1 許可の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

	m ²
--	----------------

(2) 建築物等の用途、面積

	延べ面積 m ²
--	---------------------

2 許可条件

- (1) 建築行為等は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 許可行為の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- (3) 許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (4) 許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく市長に届出て災害等が発生しないよう措置すること。

付記 用途の変更の許可の場合は、上記の条件のうち(2)、(3)は不要とする。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5の2号様式（第5条関係）

郡（文書の記号）第 号
年 月 日

住 所

氏 名

郡山市長



市街化調整区域内における建築行為等に伴う協議の成立について（通知）

年 月 日付けで協議のあった建築行為等については、下記のとおり協議が成立しましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第3項の規定により、建築等の許可があったものとみなします。

記

1 協議の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

	m ²
--	----------------

(2) 建築物等の用途、面積

	延べ面積 m ²
--	---------------------

2 協議成立条件

- (1) 建築行為等は、協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 協議行為の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- (3) 協議が成立した土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (4) 協議行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく市長に届出て災害等が発生しないよう措置すること。

付記 用途の変更の許可の場合は、上記の条件のうち(2)、(3)は不要とする。

第6号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった工事完了公告前の建築行為等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

郡山市長



記

1 承認の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

	m ²
--	----------------

(2) 建築物等の用途、面積

	延べ面積 m ²
--	---------------------

2 承認の条件

- (1) 建築行為等は、申請書又は協議書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 承認を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を開発行為が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (3) 当該建築物は、開発行為の検査済証が交付されるまで使用しないこと。
- (4) 建築行為等中止又は廃止したときは、遅滞なく市長に届出で災害等が発生しないよう措置すること。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった地位の承継については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第45条の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

郡山市長



記

1 承認の内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

	m ²
--	----------------

(2) 承継者、被承継者の住所、氏名

承 継 者	
被承継者	

2 承継の条件

開発行為は、年 月 日付け郡山市指令（文書の記号）第 号の許可内容に従って行なうこと。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった開発行為（建築行為等）については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条（法第35条の2第1項、法第41条第2項、法第42条第1項、法第43条第1項）の規定により、許可できません。

年 月 日

郡山市長



記

1 許可できない内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

	m ²
--	----------------

(2) 建築物等の用途、面積

	延べ面積 m ²
--	---------------------

2 許可できない理由

--

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった工事完了公告前の建築行為等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第1項の規定により、承認できません。

年 月 日

郡山市長



記

1 承認できない内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

	㎡
--	---

(2) 建築物等の用途、面積

	延べ面積 ㎡
--	--------

2 承認できない理由

--

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第10号様式（第5条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった地位の承継については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第45条の規定により、承認できません。

年 月 日

郡山市長



記

1 承認できない内容

(1) 開発区域に含まれる地域の名称、面積

	m ²
--	----------------

(2) 承継者、被承継者の住所、氏名

承 継 者	
被承継者	

2 承継できない理由

--

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

郡山市長



都市計画法の規定による開発行為について（通知）

年 月 日付けで申請（協議）のあったことについては、別紙のとおり許可（協議成立）しましたので、下記に留意して開発行為を行ってください。

記

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令及び許可（協議の成立）に付された条件を遵守すること。
- 2 他の法令による許可等を要するものは、この許可とは別に、許可等を得る必要があります。
- 3 この許可もしくは協議の内容を変更するときは、法第35条の2第1項の規定による変更許可を受けなければなりません。又は法第35条の2第4項の規定による変更協議を行わなければなりません。
- 4 工事が完了したときは、法第36条の規定による完了届を提出して検査に合格しなければなりません。
- 5 開発行為に関する工事と建築行為等を、一体として行う必要があるもので、法第36条の規定による工事完了検査及び完了公告前に建築等する場合は、法第37条の規定による事前承認を受けなければなりません。
- 6 工事完了公告後において、市街化調整区域内で、建築物の用途を変更したりするときは、法第42条の規定による許可等を受けなければなりません。
- 7 上記の手續等に違反すると、許可の取り消しや、罰則の適用を受けることがあります。
- 8 開発行為に関し疑義があったり、詳細について知りたいことがあるときは、下記まで御連絡ください。

年 月 日

様

郡山市長



都市計画法の規定による開発行為について（通知）

年 月 日付けで協議のあったことについては、別紙のとおり協議が成立しましたので、下記に留意して開発行為を行ってください。

記

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令及び協議成立条件を遵守すること。
- 2 他の法令による許可等を要するものは、この許可とは別に、許可等を得る必要があります。
- 3 この協議の内容を変更するときは、法第35条の2第4項の規定による変更協議を行わなければなりません。
- 4 工事が完了したときは、法第36条の規定による完了届を提出して検査に合格しなければなりません。
- 5 開発行為に関する工事と建築行為等を、一体として行う必要があるもので、法第36条の規定による工事完了検査及び完了公告前に建築等する場合は、法第37条の規定による事前承認を受けなければなりません。
- 6 工事完了公告後において、市街化調整区域内で、建築物の用途を変更したりするときは、法第42条の規定による許可等を受けなければなりません。
- 7 上記の手續等に違反すると、許可の取り消しや、罰則の適用を受けることがあります。
- 8 開発行為に関し疑義があったり、詳細について知りたいことがあるときは、下記まで御連絡ください。

開発行為に関する工事の検査済証

郡(文書の記号)第 号
年 月 日

郡山市長



下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適していることを証明します。

記

1 許 可 番 号 年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号

2 開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

3 許可を受けた者の 住 所
住所及び氏名(名称) 氏名(名称)

開発行為に関する工事の検査済証

郡(文書の記号)第 号
年 月 日

郡山市長



下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第34条の2の規定による開発許可の内容に適していることを証明します。

記

1 協議成立番号 年 月 日 郡(文書の記号)第 号

2 開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

3 協議を成立した者の 住 所
住所及び氏名(名称) 氏名(名称)

公共施設に関する工事の検査済証

郡(文書の記号)第 号
年 月 日

郡山市長



下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適していることを証明します。

記

1 許 可 番 号 年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号

2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

4 許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 住 所 氏名(名称)

公共施設に関する工事の検査済証

郡(文書の記号)第 号
年 月 日

郡山市長



下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第34条の2の規定による開発許可の内容に適していることを証明します。

記

1 協議成立番号 年 月 日 郡(文書の記号)第 号

2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

4 協議を成立した者の住所及び氏名(名称) 住所 氏名(名称)

第14号様式（第11条関係）

公 告 第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

その図面は、都市構想部開発建築法務課に備え置いて、縦覧に供する。

年 月 日

郡山市長

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 郡山市指令(文書の記号)第 号	
開発区域又は工区に 含まれる地域の名称		
開発許可を受けた 者の住所及び氏名		
公 共 施 設	種 類	
	位 置	
	区 域	

第14の2号様式（第11条関係）

郡山市告示第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

その図面は、都市構想部開発建築法務課に備え置いて、縦覧に供する。

年 月 日

郡山市長

協議成立年月日 及び協議番号	年 月 日 郡（文書の記号）第 号	
開発区域又は工区に 含まれる地域の名称		
協議を成立した 者の住所及び氏名		
公共施設	種 類	
	位 置	
	区 域	

第15号様式（第14条関係）

（表面）

第	号
身 分 証 明 書	
職 名	
所 属	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。	
年 月 日	
郡山市長	印

（裏面）

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

開 発 登 録 簿

		受付台帳番号			
開発許可の年月日	年 月 日付け郡山市指令(建設)第 号		法地位 第45条継	承認年月日	年 月 日付け郡山市指令(建設)第 号
開発許可を受けた者の住所及び氏名			承継人の住所・氏名		
工事施行者の住所及び氏名					
開発区域に含まれる地域の名称及び面積			(面積 平方メートル)		
公共施設の種類、位置及び区域			(添付図面(図面番号:))		
法第41条第1項の規定による制限の内容					
予定建築物の用途 (用途地域等の区域内のものを除く)					
法第37条第1号の規定による建築等の承認	承認年月日	年 月 日付け郡山市指令(建設)第 号			
	承認を受けた者の住所及び氏名				
	建築しようとする土地の所在等	(面積 平方メートル)			
	建築物の用途及び面積	(面積 平方メートル)			
工事着手年月日	年 月 日	工事完了届出	年 月 日		
工事完了検査	検査 検査済証の交付	年 月 日 年 月 日	工事完了公告	年 月 日	
変更許可	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
法第42条第1項の規定による建築等の許可	許可の年月日	年 月 日付け郡山市指令(建設)第 号		新規・改築・用途の変更・新設	
	許可を受けた者の住所及び氏名				
	土地の所在及び面積	(面積 平方メートル)			
	建築物等の用途及び面積	(面積 平方メートル)			
法第42条第2項の規定による国の機関との協議	協議者名				新規・改築・用途の変更・新設
	協議内容				
大規模開発に係る事務処理経過	基本計画	受付年月日	年 月 日	事前審査	受付年月日
		回答年月日	年 月 日		回答年月日
法第81条の規定による監督処分					

法第41条第2項ただし書きの規定による許可	
許可年月日	年月日 日付け郡山市指令(建規)第 号
許可を受けた者の住所及び氏名	
土地の所在及び面積	
建築物等の用途等	(面積 平方メートル)
建築面積	m ² :延べ床面積 m ² :階数 階:建物の高さ m:外壁の後退距離 m
許可年月日	年月日 日付け郡山市指令(建規)第 号
許可を受けた者の住所及び氏名	
土地の所在及び面積	
建築物等の用途等	(面積 平方メートル)
建築面積	m ² :延べ床面積 m ² :階数 階:建物の高さ m:外壁の後退距離 m
許可年月日	年月日 日付け郡山市指令(建規)第 号
許可を受けた者の住所及び氏名	
土地の所在及び面積	
建築物等の用途等	(面積 平方メートル)
建築面積	m ² :延べ床面積 m ² :階数 階:建物の高さ m:外壁の後退距離 m
許可年月日	年月日 日付け郡山市指令(建規)第 号
許可を受けた者の住所及び氏名	
土地の所在及び面積	
建築物等の用途等	(面積 平方メートル)
建築面積	m ² :延べ床面積 m ² :階数 階:建物の高さ m:外壁の後退距離 m
備考	

第2節 開発登録簿の閲覧

1 郡山市開発登録簿閲覧規則（平成9年1月31日郡山市規則第3号）

（登録簿の閲覧）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第46条に規定する開発登録簿（以下「登録簿」という。）は、この規則の定めるところにより郡山市開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）において公衆の閲覧に供するものとする。

（閲覧所の場所）

第2条 閲覧所は、郡山市役所都市構想部開発建築法務課に置く。

（閲覧時間及び休日）

第3条 登録簿の閲覧時間は、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後4時30分までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更し、又は臨時に休日とすることができる。

（無料閲覧）

第4条 登録簿の閲覧は、無料とする。

（閲覧の手続）

第5条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある開発登録簿閲覧台帳に所定の事項を記入しなければならない。

（遵守事項）

第6条 登録簿を閲覧する者は、これを外部に持ち出し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の禁止等）

第7条 市長は、この規則に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、登録簿の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第2章 大規模開発

1 郡山市1ヘクタール以上の開発行為に関する事務処理要綱（平成9年3月31日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という）に規定する開発行為に関する手続きの円滑化を図るため、事務手続等について、法令等に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（事前相談）

第2条 市は、1ヘクタール以上の開発行為を行おうとする者（以下「事業者」という）から開発の構想段階において事前に相談があった場合には、当該開発の実施に当たり必要となる許認可、当該許可に係る事務処理について十分な説明を行い、その後の手続の円滑化を図らなければならない。

（事前審査）

第3条 事業者は、1ヘクタール以上開発事前審査願（第1号様式）を市長に提出し、事前審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の願が提出された際には、庁内各課との調整等を図る目的で、関係各課を招集し、開発事前審査会（以下「審査会」という）を開催するものとする。

3 審査会では、事業者から共同でヒアリングを行うとともに、当該開発に当たっての留意事項等を事業者の説明するものとする。

4 5ヘクタール以上の開発行為を行おうとする者（以下大規模事業者）は事前審査完了後、審査会で指摘された留意事項等を整備のうえ、大規模開発技術審査願（第2号様式）を市長に提出し、実施設計書により技術審査を受けなければならない。

5 大規模事業者は、前項の技術審査と同時に関係機関と法第32条の規定による同意協議を行い、技術審査終了後に同意協議を締結するものとする。ただし、特定の公共施設の協議に長時間を要することが予想される場合には、技術審査手続に入る前に当該同意協議を開始することができる。

6 市長は、第4項に規定する審査願が提出されたときは、開発許可技術審査表（第3号様式）により審査し、当該開発許可が適当であると認める場合は、その旨を大規模事業者に通知しなければならない。

（審査期間）

第4条 第3条の規定による技術審査の審査期間は、原則として通算して6ヶ月以内とし、当該期間に終了できない場合は、市長は、その理由を明確にして大規模事業者に通知しなければならない。

（本申請）

第5条 事業者は、審査会で指摘された留意事項等を整備のうえ、関係機関と法第32条の規定による協議を整え、本申請を行うものとする。

附 則（平成9年3月31日制定）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月20日制定）

この要綱は、平成13年5月18日から施行する。

附 則（平成20年3月31日制定）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

1ヘクタール以上開発事前審査願

次の開発計画について事前審査をお願いします。

年 月 日

郡山市長

開発者 住 所

氏 名

(担当者の職・氏名)
(電話番号)

計 画 概 要	開発事業の名称			
	開発区域に含まれる土地の所在	郡山市		
			計	筆
	開発区域の面積	台 帳	m ² ・実 測	m ²
	用途地域の区分			
	工事施行者			
設 計 者				

- (添付図書) 1 設計説明書 (別紙)
 2 位置図 (1/25,000)
 3 区域図 (1/2,500)
 4 現況平面図
 5 土地利用計画図
 6 造成計画平面図
 7 排水計画平面図 (流末まで含めること。)
 8 公図の写し
 9 その他 (現況写真等必要と思われる図書)

設計説明書

1 開発の方針	開発の種別	一般住宅地、工場、その他（ ）					
	開発の目的						
	基本方針						
	工事計画	着手予定年月日 年 月 日			完了予定年月日 年 月 日		
	区画数	区画		計画人口 人			
2 開発区域の現況	地目別	宅地	農地	山林	水路等 国有地	その他 ()	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%	%
	所有別	自己所有	買収予定	地主還元	水路等 国有地	その他 ()	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%	%
3 土地利用計画	区分	一般住宅地	工場用地	道路公園等 公共施設	集会所等 公益施設	未利用地	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%	%
	公共施設 区分	道路	公園	排水施設	貯水施設	その他 ()	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%	%
	公益施設 区分	集会所	教育施設	商業施設	医療施設	その他 ()	合計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
比率	%	%	%	%	%	%	

4 公 共 施 設 等 の 整 備 計 画	道 路	
	公 園	
	排 水 路 そ の 他 の 排 水 施 設	
	消 防 の 用 に 供 す る 貯 水 施 設	
	そ の 他	
5 関 係 施 設 等 の 整 備 計 画	進 入 路 及 び 主 要 な 道 路	
	流 末 排 水	
	汚 水 処 理	
	給 水	

5 関係施設等の整備計画	電 気 (街路照明含)	
	ガ ス	
	小中学生の 通 学 校	
	通勤・通学 等の輸送 (交 通)	
6 その他		

備 考

- 1 1欄の「開発の目的」には、住宅の場合は、自己の住宅地、宅地分譲、建売住宅付分譲、造成後一括分譲、社員住宅の建設等を明示し、工場、店舗、倉庫等の場合は、自己の業務用か否かの別を明示して記載すること。
- 2 1欄の「基本方針」には、計画上、周辺地との関連や施行地との問題で、特に注意した事項を記入すること。
- 3 3欄の「公共施設用地」及び「公益施設用地」の比率は、「土地利用計画」の合計面積に対する比率を記載すること。
- 4 3欄の「未利用地」には、がけまたは法面等の面積を記載すること。
- 5 4欄の「公共施設等の整備計画の内容」には、公共施設の規模、種別、形状または構造等についての概要を記載すること。
- 6 5欄の「関係施設等の整備計画」には、計画の概要を記載するものとし、計画が無い場合は、現況を説明し、支障のない旨を記載すること。
- 7 6欄の「その他」には、開発行為に関する工事のため、施行地区外に土捨場、土取場等がある場合には、その位置及び搬入搬出の経路等を記載すること。

「排水施設」の記入例

開発区域内は分流式とし、汚水は郡山市公共下水道に排出する。雨水は開発区域内の既存の水路を改修し、一部をこれに放流すると共に、別に〇〇〇川に放流する。なお、排水施設は、郡山市公共下水道として郡山市が管理するものとする。

大規模開発許可技術審査表

No. 1

1	開発許可の概要		開発申請者名	
	件名		都市計画区域	都市計画区域
	地名		都市計画区域区分	線引区域 <input type="checkbox"/> : 非線引区域 <input type="checkbox"/>
	開発規模		開発目的	宅地造成 (戸) : その他 ()
	接続道路		下流水系	級川 改修済 <input type="checkbox"/> : 未改修 <input type="checkbox"/>
	関連事業		風致地区等	風致地区 <input type="checkbox"/> ・緑マス <input type="checkbox"/> ()
	特記事項			
2	開発計画の技術審査			
	項目	細目		評価
	1 全体計画			
		① 施設配置計画 :		
		② 道路網計画 :		
		③ 排水系統計画 :		
		④ 周辺地域との調整 :		
		⑤ 全体としての区域決定の妥当性 :		
	2 造成計画			
	(1) 土工計画			
		① 切土量 m^2	切土勾配 1 :	
		切土法面工	小段処理	
		② 盛土量 m^2	盛土勾配 1 :	
		盛土法面工	小段処理	
		③ 構造物計画		
		安定条件	基礎条件	
		④ 区域外土工 (残土・採取土)		
		土工計画の審査結果		
	(2) 道路計画	※ 接続道路との関連を調査すること。		
		① 現道交差条件	現道条件 $W=$ ($WP=$)	
		現道勾配 %	付加車線	
		現道交差計画		
		② 区域内道路計画		
		幹線道路計画		
		道路網計画		
		標準幅員 $W=$ ()	平面線形計画	

項 目	細 目		評 価	処 理 方 針	
2	(2) 道路計画	③ 横断曲線勾配	最大勾配 % : L = m		
		現道交差箇所 ヶ所	交差勾配 % : L = m		
		構造物計画			
		幹線道路計画			
		④ 区画道路計画			
		道路網の構成			
		幅員 W = (WP =)	最大勾配 % : L = m		
		構造物勾配			
		区画道路計画			
		道路計画の審査結果			
	(3) 排水計画				
		降雨強度 mm/hr	降雨確立 () : 1 / ()		
		下流流下能力 $Q_a = m^3/S$	算定根拠		
		洪水調節施設	$Q_{omax} = m^3/S$		
		洪水調節施設の構造計画			
		放流先の構造			
		排水施設計画	降雨強度 mm/hr (/)		
		排水構造計画			
		側 溝	合併処理		
		排水計画の審査結果			
	(4) 公園緑地				
		公園配置計画 () %	公園施設計画		
		緑地配置計画 () %	緑地施設計画		
		緑道・緩衝緑地等			
		緑マスタープランとの整合等			
	公園緑地計画の審査結果				
	(5) 施設計画				
		① 下流処置計画	上位計画整合		
		処理施設	設置届手続		
		下水管渠計画			
		処理施設計画			
② 上水道計画		給水施設			

項 目	細 目	評 価	処 理 方 針	
2	(6) 施設計画	③ ガス供給施設計画		
	(7) 防災計画	① 工事中の防災計画		
		防災ダム計画	単位流出量 $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{year}$	
		土砂流出防止工		
		② 完成後の防災計画		
		沈砂池計画	単位流出量 $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{year}$	
		③ 消防計画		
		消火栓	防火槽	
	(8) 施工計画			
		施工計画書		
		施工工程表		
		防災計画		
安全計画				
公害防止計画				
3	関係機関協議			
	道路管理者： ()			
	河川管理者： ()			
	私鉄等管理者： ()			
	農業施設管理者： ()			
	農林計画： ()			
	その他の管理者： ()			
4	総合評価			
	審査者職・氏名			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番とし、縦長にして用いること。

第3章 開発審査会

1 郡山市開発審査会条例（平成11年12月21日郡山市条例第49号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8号の規定に基づき、郡山市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員の7人をもって組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、会長のほか、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、都市構想部において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（施行期日）

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年郡山市条例第20号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年郡山市条例第21号）

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

2 郡山市開発審査会運営要領（平成12年5月22日制定）

（趣旨）

第1条 この要領は、郡山市開発審査会条例（平成11年郡山市条例第49号。）第7条の規定に基づき、郡山市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

第2条 審査会の事務局を都市構想部開発建築法務に置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記を置く。
- 3 事務局長には開発建築法務課長を、書記には開発建築法務課職員をもってこれに充てる。
- 4 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指名する開発建築法務課職員がその職務を代理する。
- 5 事務局長は会長の命を受け、その事務を処理する。
- 6 書記は事務局長の命を受け、庶務に従事する。

（召集の通知）

第3条 会長は、審査会を招集しようとするときは、やむを得ない場合を除くほか、会議の3日前までに会議の案件、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

（欠席の届出）

第4条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

（除斥）

第5条 委員は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第7項に該当するときは、当該裁決に関する議事に入る前に、議長に申し出なければならない。

（専決）

第6条 次に掲げる事項は、会長の専決とする。

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第29条の規定により相当の期間を定めて弁明書の提出を命じること。
- (2) 法第29条の規定により、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求めること。
- (3) 法第13条の規定により、参加人としての当該審査請求に参加することを許可し、求めること。
- (4) 法第31条第3項の規定により、審査請求人又は参加人が補佐人とともに出頭することを許可すること。
- (5) 法第32条の規定により、証拠書類又は証拠物を提出すべき期間を定めること。
- (6) 法第34条の規定により、その知っている事実を陳述させ、又は鑑定を定めるため参考人として、審査会に出頭することを求めること。
- (7) 法第33条の規定により、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めること。
- (8) 法第35条第1項の規定により、必要な場所につき検証をすること。
- (9) 法第35条第2項の規定により、検証の日時及び場所を申立人に通知すること。

- (10) 法第36条の規定により、審査請求人又は参加人を審尋すること。
- (11) 法第38条第3項の規定により、閲覧の日時及び場所を指定すること。
- (12) 法第25条第4項の規定により処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復困難な損害を避けるため緊急の必要があると認められる場合において執行停止すること。
- (13) 法第39条の規定により、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離すること。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、都市計画法第50条第3項の口頭審査の場合を除き、非公開とする。ただし、会長が特に認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第8条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長が委員の中から指名した委員二人が署名するものとする。

- (1) 出席委員名
- (2) 議事日程
- (3) 議事のとんまつ

(公印)

第9条 会長の公印の名称、書体、大きさ、個数、用途及び管理者は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1

公印の名称	書体	大きさ (ミリメートル)	個数	用途	管理者
郡山市開発 審査会長印	れい書	方21	1	会長名をもってする文書	開発建築 法務課長

別表第2

郡山市開 発審査会 長 印

第4章 完了検査

1 郡山市開発許可に関する工事検査事務処理要領（平成9年3月26日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。第29条の規定による許可をした開発行為に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続等について必要な事項を定める。

第2条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査、再検査及び立入検査とする。

2 中間検査とは、法第79条の規定による許可に付した条件に基づいて、工事の途中において実施する検査をいうものとする。

3 完了検査とは、法第36条第2項の規定による検査をいうものとする。

4 再検査とは、中間検査又は完了検査の際、検査員が指示した工事の手直しの後において再度行う検査をいうものとする。

5 立入検査とは、法第82条第1項の規定による検査をいうものとする。

（検査の方法）

第3条 前条の検査は、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて判定するもののほか、共通仕様書（福島県土木部発行「土木工事編Ⅱ（土木工事施工管理基準及び規格値）」により、その適否を判定するものとする。

2 当該工事により設計される公共施設（法第4条第14項の規定による公共施設をいう。以下同じ。）の検査については、前項の共通仕様書の内、規格値を除く（出来形のマイナスは無い。）もののほか、当該公共施設を管理することとなる者の定める工事の検査の方法により、その適否を判定するものとする。

（検査員）

第4条 第2条の検査は、開発建築法務課長が開発建築法務課の職員の中からあらかじめ命じた者（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

2 前項の規定により、検査員を命じる場合には、第1号様式によるものとする。

（工事完了届）

第5条 法第36条第1項の工事完了届出書は、郡山市開発許可申請等の手続要綱第14条の規定に基づき、提出するものとする。

（検査日時の通知）

第6条 検査員は、工事検査を実施しようとするときは、開発許可を受けた者に検査の日時を通知するものとする。

（検査立会人）

第7条 検査員は、工事の検査を実施するため必要と認めるときは、法第32条の規定による公共施設の管理者（管理することとなる者を含む。以下「検査立会人」という。）に、検査の立会いを求めることができるものとする。

2 検査員は、検査立会人に対して工事の検査の内容について意見を求めることができる。

（検査結果の復命）

第8条 検査員は、第2条の検査を実施したときは、遅滞なく開発建築法務課長にその結果を第2号様式により報告しなければならない。

(工事の手直しの指示)

第9条 検査員は、工事が開発許可の内容に適合していないと認めるときは、法第80条第1項の規定による勧告等の措置をし、又は法第81条第1項の規定による監督処分をする場合を除き、第3号様式により、工事の手直しを指示するものとする。ただし、申請人又は工事施工者の同意がある時は、口頭により指示することができるものとする。

2 前項の工事の手直し等を指示するときは、法第36条第2項の規定による検査済証を交付できない旨を併せて通知するものとする。

(手直し工事後の事務処理)

第10条 開発許可を受けた者は、前条第1項の規定により指示された工事の手直しが完了したときは、手直し前後の写真（必要がある場合は、工事経過の写真）を開発建築法務課に提出しなければならない。

2 前項の規定による工事の手直しに関する再検査については、提出された写真により判定するものとし、これにより難しい場合は、立会い再検査を行うものとする。

3 前項の立会い再検査については、第3条、第4条及び第6条から第9条までの規定を準用する。

(検査済証の交付及び工事完了公告)

第11条 検査済証の交付及び工事完了公告については、郡山市開発許可等に係る事務処理要領第10条、第11条に基づき処理するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

検査員の任命について（伺）

起案者 職名 氏名

都市計画法第36条第2項の規定に基づき、下記の開発行為に関する工事の検査を行なわせるため、次の者を検査員に任命してよろしいか伺います。

職名 氏名

記

1 開発行為許可番号 年 月 日 郡山市指令(建認)第 号

2 開発許可区域
郡山市

3 許可を受けた者の住所、氏名
住 所
氏 名

立 会 人

道路保全課			下水道保全課		
公園緑地課					

開発行為に関する工事検査報告書

開発行為の内容

開発許可年月日番号	年 月 日 郡山市指令(建認)第	号	
開 発 区 域		面積	m ²
許可を受けた者の住所、氏名			

完了検査

完了届年月日				現地検査年月日			
年 月 日 郡(建認)第				年 月 日			
立 会 人	所属		職名		氏名		
検査結果	合 格			不 合 格			
備 考							
手直し指示事項							
排水関係							
道路関係							
そ の 他							
	項目						

再検査

再検査年月日	年 月 日	立会人	
検査結果	合 格		不 合 格
備 考			

以上のとおり検査をしました。

年 月 日

検査員

職名

氏名

工事手直し等指示書				
都市計画法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事検査の結果に基づき下記のとおり工事の手直し等を指示します。 なお、再検査に合格するまで検査済証を交付することはできませんので、御了承願います。				
許可番号	年 月 日付け 郡山市指令(文書)第 号			
開発区域の名称				
開 発 者				
設 計 者				
工事施行者				
検 査 員	職名		氏名	
手直し等指示事項				

(注) この指示に従わない場合は、都市計画法第81条の規定により、監督処分として是正命令を行うこととなります。

第5章 監督

1 郡山市違反開発行為等事務処理要領（平成12年8月21日制定）

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 パトロール等（第4条）
- 第3章 違反行為等に対する措置等（第5条―第11条）
- 第4章 監督処分（第12条―第14条）
- 第5章 監督処分後の処理（第15条―第19条）
- 第6章 雑則（第20条―第22条）
- 附 則
- 第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という）第3章第1節に規定する開発行為等の規制に違反する開発行為又は建築物の建築若しくは特定工作物の建設（以下「違反行為等」という。）の是正等に関する事務手続きを定め、事務の迅速かつ適切な処理及び違反行為等の防止を図ることを目的とする。

（事務処理上の心構え）

第2条 違反行為等に関する事務処理は、厳正かつ公正な態度で臨み、迅速及び正確かつ積極的に行うとともに、不公平な対応にならないよう十分に留意しなければならない。

（事務分掌等）

第3条 この要領で定める事務は、法に基づく開発行為等の許可事務に携わる者（以下「事務担当者」という）が行うものとする。

2 事務担当者は、この要領に定める事務を適切に行うため、関係機関との連携を密にしなければならない。

第2章 パトロール等

（パトロールの実施等）

第4条 事務担当者は、定期的にパトロールを実施し、違反行為等の早期発見と未然防止に努めなければならない。この場合において、許可事案又は違反行為等で是正中である事案については、その施行状況又は是正状況を視認するものとする。

2 事務担当者は、パトロールにより違反行為等の疑いのある案件を発見した場合には、当該案件に関する各種法規制調査及び外観調査を実施するものとする。

第3章 違反行為等に対する措置等

（通報等を受けた場合の措置及び初期調査）

第5条 事務担当者は、住民からの通報を受けた違反行為等（以下「通報等案件」という。）がある場合には、通報等受信簿（第1号様式）を作成し、当該案件に関する各種法規制調査を実施する。

2 事務担当者は、通報等案件について、違反行為等の疑いがあると判断した場合には、現地に赴き、外観調査を実施するものとする。

(違反行為等報告書)

第6条 事務担当者は、第4条又は第5条の規定による調査の結果、違反行為等を確認した場合は、違反報告書(第2号様式)を作成するとともに、違反台帳(第3号様式)に記載しなければならない。

(現地調査)

第7条 事務担当者は、違反行為等を確認した場合には、違反行為等の行われている現地の調査(以下「現地調査」という。)を実施するものとする。

- 2 事務担当者は、現地調査に当たり、土地所有者、建築物所有者、開発事業者等(以下「関係者」という。)に対し、現地調査は、法第82条の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という)ではなく、任意のものであることを説明し、調査の承諾及び立会等の協力を求めるものとする。
- 3 事務担当者は、現地調査に当たり、関係者からの承諾等が得られない場合には、引き続き調査の承諾について要請するものとするが、それでもなお承諾が得られず、調査が必要であると判断した場合には、立入検査を実施するものとする。
- 4 違反行為等の行われている現地調査を行う場合は、法第82条第2項の規定による身分証明書を携帯し、関係人からの要求があったときは、これを提示しなければならない。また、建築物に立ち入る場合は、あらかじめ所有者等の承諾を得なければならない。
- 5 現地調査は、現地調査カード(第4号様式)に記載されている事項に基づき、実施するものとする。

(事情聴取)

第8条 事務担当者は、違反行為等について、その内容を把握し、是正指導を行うため、関係者からの事情聴取を行うものとする。

- 2 市長は、事情聴取の必要があると判断したときは、事情聴取のための通知書(第5号様式)により関係者に対し、呼び出しを行うものとする。
- 3 事務担当者は、通知書による呼び出しにも係わらず、関係者がこれに応じない場合には、数次の呼び出しを行うものとする。
- 4 事情聴取は、事情聴取カード(第6号様式)に記載されている事項により、実施するものとする。
- 5 市長は、関係者が、数次の呼び出しに応じない場合には、質問書(第7号様式)により照会するものとする。

(処理方針)

第9条 市長は、現地調査、事情聴取等の結果を踏まえ、違反行為等に対する処理方針について検討し、これを決定するものとする。

(是正指導等)

第10条 市長は、処理方針に基づき、是正指導通知書(第8号様式)により違反行為等を行っている者(以下「違反行為者」という)に対し、違反状態を是正するよう指導するものとする。

- 2 市長は、違反行為者から自主的な是正の意思表示が示された場合には、是正計画書(第9号様式)の提出を求めるものとする。

(是正勧告)

第11条 市長は、違反行為者が、法の許可を受けていない者であり、是正措置を行う必要がある場合には、是正措置勧告書(第10号様式)により是正のための勧告を行うものとする。

- 2 市長は、違反行為者が、法の許可を受けた者であり、是正措置を行う必要がある場合には、是正措置勧告書（第11号様式）により法第80条第1項の規定に基づく勧告を行うものとする。
- 3 市長は、違反行為者が、是正勧告に応じない場合には、再度、勧告を行うものとする。

第4章 監督処分

（監督処分の検討）

第12条 市長は、違反行為者が、再度の是正勧告に従わない場合には、法第81条第1項の規定による命令（以下「監督処分」という）を行うものとする。

（聴聞等）

第13条 市長は、監督処分を実施しようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）及び郡山市聴聞規則（平成6年郡山市規則第34号）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与をしなければならない。

（監督処分）

第14条 市長は、前条の規定による聴聞等を行った後、違反内容及び程度等の諸事情を斟酌し、違反態様に応じて監督処分を行うものとする。

- 2 監督処分は、指令書（第12号様式）により行うものとする。

第5章 監督処分後の処置

（処分に係る公示）

第15条 市長は、監督処分を行った場合は、法第81条第3項の規定に基づき、是正を命じた旨の標識（第13号様式）を設置するとともにその旨を公示しなければならない。

（水道、電気及びガス等の各事業者に対する協力の依頼）

第16条 市長は、市街化調整区域内で法第29条に違反し、第14条第1項の監督処分を受けた者の土地又はその土地にある建築物及びその他の工作物に係る水道、電気及びガス等の供給の申し込みの承諾に関し、当該水道事業者、電気事業者及びガス事業者等（以下「水道事業者等」という。）に対して承諾保留の要請を、供給の申し込みの承諾保留依頼書（第14号様式）により行うものとする。

（処分の解除）

第17条 市長は、監督処分をした場合において、当該処分を解除する必要があるときは、速やかに、被処分者に対して命令解除通知（第15号様式）を、また、第16条の規定による水道等の供給の申し込みの承諾保留を依頼している場合には、水道事業者等に水道等供給保留解除通知（第16号様式）を送付するものとする。

- 2 事務担当者は、前項の場合においては、第15条の規定により設置した標識を除去するものとする。

（告発）

第18条 市長は、監督処分に従わない者で著しく悪質なものについては、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、違反行為等が行われた土地を所管する警察署長に対し、告発書（第17号様式）により告発するものとする。

（行政代執行）

第19条 市長は、監督処分として行った命令に従わない案件については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づき行政代執行を行うものとする。

第6章 雑 則

(緊急措置)

第20条 市長は、違反行為等に関する事務処理について、特殊又は緊急を要する案件について

は、この要領に定める手続きを経ないで、法に基づく手続き、処分その他の行為を行うものとする。

(違反行為等不明の場合)

第21条 市長は、現地調査等により、違反行為等に関し違反状態を是正させるための措置を命ずべき者を確知できない場合は、引き続き確認調査を実施するものとするが、それでもなお確知できない場合には、法第81条第2項の規定に基づく手続きを行うものとする。

(是正措置の完結)

第22条 市長は、違反行為等の是正措置について、原状回復その他の是正措置行為の終了をもって、是正措置の完結とすることができる。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

通 報 等 受 信 簿

受信年月日	年 月 日 ()	受信者	職 氏名
通報の場所			
行為者の 住所・氏名	住 所 氏 名		
施工者の 住所・氏名	住 所 氏 名		
通報者の 住所・氏名	住 所 氏 名		
事案の内容			
対応方針			
対応結果			

位置図 (50,000分の1)

区域図 (2,500分の1)

撮影年月日	年 月 日	撮影者	職	氏名

違 反 台 帳

No	違反行為者の住所・氏名	違反の場所	違反条項等	処 理 年 月 日			
	住 所 氏 名		都市計画法第 条第 項違反 用途 面積 m ² 延面 m ² 造 階建	違反確認			
				現地調査			
				聴聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第 条第 項違反 用途 面積 m ² 延面 m ² 造 階建	違反確認			
				現地調査			
				聴聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第 条第 項違反 用途 面積 m ² 延面 m ² 造 階建	違反確認			
				現地調査			
				聴聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第 条第 項違反 用途 面積 m ² 延面 m ² 造 階建	違反確認			
				現地調査			
				聴聞			
				監督処分			
				是正完了			
	住 所 氏 名		都市計画法第 条第 項違反 用途 面積 m ² 延面 m ² 造 階建	違反確認			
				現地調査			
				聴聞			
				監督処分			
				是正完了			

現地調査カード

実施年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (調査員 職 氏名)	
違反の場所		
違反行為者の 住所・氏名	住所 氏名	
調査項目	調査結果	資料等
所在地	郡山市 町大字 字	都市計画図、登記簿謄本、公図等
区域区分	市街化区域・市街化調整区域・区域外	
開発区域の規模	m ²	設計図、計画図、現地測量図、 図上で測量
建築物の規模	建築面積 m ² 、延べ面積 m ²	設計図、平面図等
建築物の構造	造 階建	
目的（用途）	現地の事業主、工事施工者、 看板、チラシ等	
工事進捗度（着工時期）	工事進捗約 %（工事着工時期 年 月）	
周辺の状況	開発区域周辺の住宅・工事等の立地状況、市街化区域からの距離等	
技術基準の問題	公共施設の設置状況	道路（接道、区域内等）、排水施設、消防施設、給水施設等
	安全・防災措置	地盤、崖崩れ、擁壁、危険地域の有無等（災害発生危険性）
	環境保全	表土保全、緩衝帯等
写真撮影	※日付入りとすること。建築物の用途、構造等が判断できるよう工夫すること。	

郡(支庁の記号)第 号
年 月 日

様

郡山市長



違反開発行為等に係る聞き取りについて（通知）

下記の行為は、第 条第 項 の規定に違反しており、これについて、（関係者として）あなたからの事情を伺いたいので指定する期日に来庁してください。

記

1 違反場所

2 違反行為

3 違反内容

4 来庁願いたい期日

年 月 日 時 分

なお、上記期日に来庁できない場合は、あらかじめ御連絡ください。

事情聴取カード

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (調査員 職 氏名)	
出頭者の 住所・氏名	住 所 氏 名	
聴取項目	出頭者の発言内容	根拠資料
1 所在地	郡山市 町大字 字	公図、 登記簿
2 土地所有者 住所・氏名	住 所 氏 名	登記簿、 課税台帳、 売買契約書、 領収書等
3 建物所有者 住所・氏名	住 所 氏 名	
4 登記名義人と 2, 3が異なる 場合の理由		売買契約書
5 開発行為者 住所・氏名	住 所 氏 名	工事請負契約書、 登記原因証書 登記申請書添付類
6 建築行為者 住所・氏名	住 所 氏 名	
7 造成工事施工者 住所・氏名	住 所 氏 名	
8 建築工事施工者 住所・氏名	住 所 氏 名	
9 開発目的		設計図、 計画図、 現地測量図等
10 建築物の用途		

11	建築物の使用者 住所・氏名	住 所 氏 名	契約書等
12	使用者と所有者 が異なる場合 の理由		
13	建築物設計者 住所・氏名	住 所 氏 名	契約書等
14	手続き関係	都市計画法 建築基準法 農地法	許可申請書、 許可証等
15	手続代理人 住所・氏名	住 所 氏 名	
16	土地建物売買 ・賃貸借仲介者 住所・氏名	住 所 氏 名	
17	元土地所有者 住所・氏名	住 所 氏 名	
18	工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
19	経 緯		

20 違反行為を行った理由		
21 法による制限に関する知識		
22 是正意思		
23 是正計画		
24 その他		

以上の内容に相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

郡(支庁の記号)第 号
年 月 日

様

郡山市長



違反開発行為等に係る質問について（通知）

下記の行為は、第 条第 項 の規定に違反しており、これについて、あなたから事情を伺うため 年 月 日付け 郡(支庁の記号)第 号により通知したところですが、来庁されませんでしたので、別紙質問書に記載のうえ 年 月 日までに来庁のうえ持参してください。

なお、やむを得ず来庁できない場合には、自署で記名のうえ返送ください。

記

- 1 違反場所

- 2 違反行為

- 3 違反内容

質 問 書

質 問 事 項	回 答 い た だ き た い 欄	備 考
1 所 在 地	郡山市 町大字 字	※処分権者が記載のこと。
2 土地所有者を教えてください。	住 所 氏 名	
3 建物所有者を教えてください。	住 所 氏 名	
4 登記名義人と2, 3が異なる場合その理由を教えてください。		
5 土地の造成主（造成工事発注者）を教えてください。	住 所 氏 名	
6 建築主（建築工事発注者）を教えてください。	住 所 氏 名	
7 造成工事施工者（工事請負者）を教えてください。	住 所 氏 名	
8 建築工事施工者（工事請負者）を教えてください。	住 所 氏 名	
9 造成工事の目的を教えてください。		
10 建築物の用途目的、使用方法を教えてください。		
11 建築物の使用者を教えてください。	住 所 氏 名	

質 問 事 項	回 答 い た だ き た い 欄	備 考
12 土地又は建物の使用者と所有者が異なる場合、その理由を教えてください。		
13 建築物の設計者を教えてください。	住 所 氏 名	
14 手続き関係について教えてください。	都市計画法の許可は（得ている・得ていない） (許可を得ている場合 許可年月日： 年 月 日 指令都第 号)	
	建築確認申請は（している・していない） (申請している場合 申請年月日： 年 月 日 建築確認年月日： 年 月 日)	
	農地法の許可は（得ている・得ていない） (許可を得ている場合 許可年月日： 年 月 日 許可番号第 号)	
15 手続代理人を教えてください。	住 所 氏 名	
16 土地建物売買又は賃貸借仲介者を教えてください。	住 所 氏 名	
17 元土地所有者を教えてください。	住 所 氏 名	
18 工事時期を教えてください。		
19 経緯を教えてください。		

質 問 事 項	回 答 い た だ き た い 欄	備 考
20 違反行為を行った理由を教えてください。		
21 都市計画法、建築基準法に基づく規制があったことを知っていましたか。		
22 是正の意思はありますか。		
23 是正方法、時間等を教えてください。		
24 その他（特に表明したいことがあれば記入してください。）		

以上の内容に相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

郡（支庁の記号）第 号
年 月 日

様

郡山市長



違反開発行為等の是正について（通知）

あなたの郡山市 の開発行為は、 第 条第 項 の規定に違反しているので、直ちに下記のとおり措置してください。

なお、これに従わない場合には、都市計画法第81条第1項の規定により監督処分をすることもあるので申し添えます。

記

- 1 違反場所
- 2 違反行為
- 3 違反内容
- 4 指導措置及び期限等

是 正 計 画 書

年 月 日

郡山市長

住 所

氏 名

下記の 第 条第 項 に違反している行為については、別紙のとおり是正いたします。

なお、是正が完了した場合には、直ちに報告いたします。

記

- 1 違反場所

- 2 違反行為

- 3 違反内容

（注）別紙は、少なくとも是正方法、是正工程及び是正完了期限について記載する内容とすること。

是 正 措 置 勧 告 書

郡(支庁の記号) 第 号
年 月 日

様

郡山市長



あなたの郡山市 の開発行為は、 第 条第 項 の規定に違反しているので、都市計画法第80条第1項の規定により、直ちに下記のとおり措置することを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合には、同法第81条第1項の規定により監督処分をすることもあるので申し添えます。

記

- 1 違反場所
- 2 違反行為
- 3 違反内容
- 4 勧告する措置及び期限等

第12号様式（第14条関係）

郡山市指令（文書の記号）第 号

住 所

氏 名

あなたが、郡山市 において（約 平方メートルの開
発行為をしたことは ・ 延べ面積約 平方メートルの を建築 ・
したことは） 第 条第 項 の規定に違反しているため、同法第81条第1
項の規定により（下記のとおり命ずる ・ 年 月 日付け 郡（文書の記号）第 号の許可を
取り消す）。

年 月 日

郡山市長



記

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

80cm程度	
都市計画法による命令の公示	
1	（土地又は建築物等の）所在地
2	命令を受けた者の氏名
この（土地又は建築物等）は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日付けで、 同法第81条第1項の規定に基づき 命じた。	
注）この標識を毀棄した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。	
年 月 日	
郡山市長	

50
cm
程
度

郡(支庁の記号) 第 号
年 月 日

様

郡山市長



都市計画法施行に係る協力について（依頼）

このことについて、下記により行われている開発行為は、第 条第 項の規定に違反しており、別紙のとおり処分しましたので、当該土地・建物への（水道・電気・ガス）等の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまでの間、承諾を保留するようお願いいたします。

なお、この件について受窓口等でトラブルが生じた場合には、本職で対応いたしますので申込者に対しては本職に問い合わせるようお願いいたします。

記

- 1 開発行為場所（位置図等添付）
- 2 行為者の住所・氏名
- 3 予定建築物の用途

第15号様式（第17条関係）

郡山市指令（文書の認別）第 号

住 所

氏 名

都市計画法第81条第1項の規定により、 年 月 日付け 郡（文書の認別）第 号により
郡山市 の開発行為の
を命じていたものであるが、違反が是正されたものと認めるので命令を解除する。

年 月 日

郡山市長



郡(支庁の記号)第 号
年 月 日

様

郡山市長



都市計画法施行に係る供給の申し込み承諾保留依頼の解除について（依頼）

このことについて、 年 月 日付け 郡(支庁の記号)第 号により、下記の者に対する供給の申し込みの承諾保留を依頼していたところですが、違反が是正されましたのでこれを解除してください。

記

- 1 開発行為場所（位置図等添付）
- 2 行為者の住所・氏名
- 3 予定建築物の用途

告 発 状

郡(支庁の認別)第 号
年 月 日

警察署長

郡山市長

告発人

住所

氏名 郡山市長

被告発人

(法人の場合)

住所

会社名

(個人の場合)

住所

氏名

- 1 違反事実（具体的に）

- 2 適用法令

- 3 参考事項
 - (1) 告発に至るまでの経過及び措置
 - (2) 情状等（必要な場合）
 - (3) 添付書類（現地写真、命令書写し、図面等）